

令和2年1月29日

安曇野市教育委員会

令和2年1月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会事務局

議案第1号	教育部 学校教育課
令和2年1月29日提出	(課長)平林 洋一 (担当係長)太田 雅史

タイトル	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正の承認
要旨	地方公務員法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の創設に伴い、安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正し、字句の修正を行います。
説明	<p>1. 改正の要旨 地方公務員法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の創設に伴い、安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正し、字句の修正を行います。</p> <p>2. 規則の名称 安曇野市教育委員会事務局組織規則</p> <p>3. 施行日 令和2年4月1日</p>

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「臨時職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員又は非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第12条第4号中「非常勤講師の採用内申及び臨時職員又は非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「雇用」を「採用」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員)</p> <p>第10条 事務局、施設又は機関に、必要に応じて、<u>会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>(部長の専決事項)</p> <p>第12条 部長は、決裁規程に定める部長共通専決事項のほか、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員</u>の採用に関すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(臨時職員及び非常勤職員)</p> <p>第10条 事務局、施設又は機関に、必要に応じて、<u>臨時職員又は非常勤職員</u>を置くことができる。</p> <p>(部長の専決事項)</p> <p>第12条 部長は、決裁規程に定める部長共通専決事項のほか、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤講師の採用内申及び臨時職員又は非常勤職員の雇用</u>に関すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

議案第2号	教育部 学校教育課
令和2年1月29日提出	(課長)平林 洋一 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正の承認
要旨	市では、公共施設の配置の適切化が課題となっていることから、教職員住宅の低利用状況を踏まえ、施設の老朽化が進んでいる下長尾教職員住宅の廃止を行います。
説明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改正の要旨 安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正し、下長尾教職員住宅の廃止を行います。 2. 規則の名称 安曇野市教職員住宅管理規則 3. 施行日 令和2年4月1日

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

安曇野市教職員住宅管理規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

下長尾教職員住宅	2	安曇野市三郷温2625番地 9	61.50	6,550	昭和63年度	W
下長尾教職員住宅	2	安曇野市三郷温2625番地 9	61.50	6,550	平成元年度	W
二木教職員住宅A棟	2	安曇野市三郷明盛4950番地 1	86.50	18,300	平成4年度	W

」を

「

二木教職員住宅A棟	2	安曇野市三郷明盛4950番地 1	86.50	18,300	平成4年度	W
-----------	---	------------------	-------	--------	-------	---

」に

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○安曇野市教職員住宅管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第12号）

改正後

別表（第10条関係）

住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延面積 m ²	1戸当たり貸付料 月額 円	建築年度	構造
(略)						
<削る。>						
二木教職員住宅 A棟	2	安曇野市 三郷明盛 4950番地 1	86.50	18,300	平成4年	W

備考 表中Wは木造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

改正前

別表（第10条関係）

住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延面積 m ²	1戸当たり貸付料 月額 円	建築年度	構造
(略)						
下長尾教職員住宅	2	安曇野市 三郷温 2625番地 9	61.50	6,550	昭和63年	W
下長尾教職員住宅	2	安曇野市 三郷温 2625番地 9	61.50	6,550	平成元年	W
二木教職員住宅 A棟	2	安曇野市 三郷明盛 4950番地 1	86.50	18,300	平成4年	W

備考 表中Wは木造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

議案第3号	教育部 文化課
令和2年1月29日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市博物館条例の改正について
決定を要する事項の内容	条例改正の承認
要旨	令和2年度より市非常勤職員に会計年度任用職員の制度を導入するにあたり、安曇野市博物館条例の館長の規定と整合性を持たせるための条例改正を令和2年3月議会定例会へ上程したい。
説明	<p>令和2年度より安曇野市の非常勤職員に会計年度任用職員の制度が導入されます。非常勤職員の任用を単年度に規定するこの制度と、豊科郷土博物館長の任期を2年と規定する同条例の整合性をとるため、同条例を改正します。</p> <p>併せて、同条例中の誤りを修正し、安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例中の豊科郷土博物館長の項を削るための改正を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例の名称 安曇野市博物館条例 2. 内容 館長任期を2年とする規定を削除 3. 施行日 令和2年4月1日

議案第 号

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「指定博物館を除く。」を「安曇野市豊科郷土博物館に限る。」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 豊科郷土博物館長の項を削る。

令和 年 月 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号）

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第3条 博物館（安曇野市豊科郷土博物館に限る。）に館長その他必要な職員を置く。	第3条 博物館（指定博物館を除く。）に館長その他必要な職員を置く。
	2 館長の任期は、2年とする。

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）

改正後		改正前			
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）			
職名	年額	報酬			4時間未満
		月額	日額	報酬	
(略)					
文化財保護審議会委員			6,700		3,500
博物館協議会委員			6,700	<u>140,700</u>	
(略)			6,700		3,500

議案第 4 号	教育部 文化課
令和 2 年 1 月 29 日 提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	飯沼飛行士記念館条例の改正について
決定を要する事項 の内容	条例改正の承認
要旨	令和 2 年度より飯沼飛行士記念館に冬季休館（12 月 28 日～2 月末日）を導入するための条例改正を令和 2 年 3 月議会定例会へ上程したい。
説明	<p>飯沼飛行士記念館は指定管理者制度を導入しており、指定管理者において職員に飯沼氏遺族を採用し、解説や案内等のサービスを見直したところ、年間の利用者数は増加傾向にあります。しかし、1～2 月は 20 人程であり低調なまま推移しています。閑散期となる冬季を休館とし、管理費用の削減を図るため、冬季休館を導入したいと考えています。</p> <p>併せて、条例中の同館の所在地に誤りがあるため改正を行います。</p> <p>1. 条例の名称 飯沼飛行士記念館条例</p> <p>2. 内容 条文 冬季休館（12 月 28 日～2 月末日） 地番の修正</p> <p>3. 施行日 公布の日。</p>

議案第 号

飯沼飛行士記念館条例の一部を改正する条例

飯沼飛行士記念館条例(平成18年安曇野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「3888番地2」を「3888番地6」に改める。

第7条第1項第3号中「1月4日」を「2月末日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 年 月 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

飯沼飛行士記念館条例の一部を改正する条例（平成18年安曇野市条例第32号）

改正後	改正前
<p>(位置) 第2条 記念館の位置は、安曇野市豊科南穂高3888番地<u>6</u>とする。</p> <p>(休館日) 第7条 記念館の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 12月28日から翌年の2月末日までの日 2・3 (略)</p>	<p>(位置) 第2条 記念館の位置は、安曇野市豊科南穂高3888番地<u>2</u>とする。</p> <p>(休館日) 第7条 記念館の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日 2・3 (略)</p>

議案第5号	教育部 文化課
令和2年1月29日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 山下 泰永

タイトル	市指定有形文化財への指定申請について
決定を要する事項の内容	満願寺の古文書 (16点)
要旨	<p>令和元年12月24日 宗教法人満願寺代表役員(住職)丸山晃氏から「満願寺の古文書(16点)」について、市有形文化財への指定申請書が提出されたことから、文化財保護審議会に諮問をする。</p> <p>【安曇野市文化財保護条例抜粋】</p> <p>(諮問及び告示等)</p> <p>第5条 教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除しようとするときは、あらかじめ安曇野市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等へ通知しなければならない。</p>
説明	<p>1 満願寺の古文書 (16点)</p> <p>2 概要 (申請理由)</p> <p>栗尾山満願寺は中世から続いている真言宗寺院である。</p> <p>今回指定申請された古文書は、弘治2年から寛永年間までの満願寺の再興に関わる文書や、歴代の松本城主とその家臣が発給した文書等である。</p> <p>また、安曇・筑摩両郡の広範囲にわたる人々の信仰を集めていたことが窺える文書等もあり、安曇平の信仰の歴史を知る上でも重要な史料である。</p> <p>(詳細別添一覧等参照)</p> <p>3 その他</p> <p>なお、今回申請のあった古文書をはじめとする満願寺の古文書については、令和元年12月24日付けで、教育委員会に寄託され、温湿度管理が整った安曇野市文書館に収蔵されている。</p>



様式第2号(第3条関係)

文化財指定申請書

令和元年12月24日

(宛先) 安曇野市教育委員会

所有者 住所 長野県安曇野市穂高牧1812
氏名 宗教法人 満願寺
代表役員 丸山 晃

安曇野市文化財保護条例施行規則第3条に基づき、下記のとおり条件を記載して申請します。

記

- 1 文化財の種類 有形文化財
- 2 保持者(所有者以外の管理責任者)がある場合は、その氏名又は名称及び住所(法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者の住所及び氏名)
安曇野市教育長 橋渡 勝也 安曇野市豊科 6000 番地
- 3 埋蔵文化財については、その発見者及び発掘者の住所並びに氏名又は名称
なし
- 4 文化財の名称及び員数
満願寺の古文書 16 点
- 5 所在地及び地目並びに地籍
安曇野市堀金烏川 2753 番地 1 (安曇野市文書館)
- 6 有形文化財(有形民俗文化財)については構造、品質、形状及び数量
別紙のとおり
- 7 創造又は由緒及び沿革

栗尾山満願寺は安曇平の真言宗寺院のひとつである。中世以来、観音霊場として多くの参詣者を集め、現代まで宗旨の如何にかかわらず、安曇野市周辺の人々が新盆に新仏を迎えに行く寺として信仰を集めてきた。

当寺が所蔵する史料群のうち、戦国時代の弘治2年(1555)から江戸時代前期の延宝年間(1673-80)にかけて書かれた古文書は特に重要である。

最古の文書は、焼失した伽藍を復興するため、資金を集める趣旨を記した勸進状

である。文中では、坂上田村麻呂が創始したという伝説や本尊千手観音の靈験を記すだけでなく、三途の川やそこに架かる橋、死出の山等、当時の満願寺の有様を伝える。

また天正10年(1582)の織田信長の禁制や木曾義昌の黒印状など、信州が大きな争乱に巻き込まれた際に出された文書もある。さらに小笠原、石川、戸田、堀田氏等、江戸時代前期の歴代の松本城主たちから庇護を受け、また交流があったことを示す文書が続く。このような文書も安曇野市内では稀少である。松本藩領内における満願寺の地位を示す史料であるとともに、初期の松本藩政を研究する上でも重要である。

古文書の中には、戦国時代から安曇・筑摩両郡の広範囲にわたる人々の信仰を集めていたことが窺える文言や、在地領主の細萱氏が発給した文書もある。安曇平の歴史研究に大きく寄与するものと思われる。

8 維持保存の方法

保存 安曇野市文書館において空調設備が設置された収蔵庫にて保存する。

9 その他参考とすべき事項

(添付書類)

- 1 所在地の図面(位置図及び地籍図)
- 2 申請文化財の写真(カラー)

No.	年月日	文書名	発給	宛所	形態
1	弘治2年今吉日	満願寺勸進状	勸進沙門敬白		
2	天正10年3月日	織田信長朱印状(禁制)	(朱印「天下布武」)	仁科郡栗尾山満願寺	縦紙
3	(年未詳)3月日	木曾義昌黒印状(木曾之相抱)	■介 奉之	-	縦紙
4	天正11年閏(閏)正月24日	小笠原貞慶黒印状(造営奨励)	貞慶(黒印)	満願寺参	折紙
5	(天正13年)2月10日	小笠原貞慶黒印状(本堂修造二付番匠勤仕)	溝口奉之(黒印)	観音坊	縦紙 横内折
6	天正13年2月10日	細萱長知田地寄進状(牧之地・あみた地栗尾山観音坊へ進候)	細萱河内守長知(花押)	栗尾山観音寺へ参	折紙
7	天正13年8月2日	小笠原貞慶黒印状(造営のため他郡大工の雇入につき)	(黒印)	栗尾観音別当	折紙
8	天正17年9月13日	小笠原貞政黒印状(造営のため他郡大工の雇入につき)	貞政(黒印「書」)	栗尾観音別当	折紙
9	天丑9月13日	小笠原貞政黒印状(代替りにつき追寄進)	貞政(黒印「書」)	満願寺	折紙
10	辰8月3日	鶴見長勝書状(牧草深の内栗尾分原畑井門前屋敷の寄進)	鶴見次兵衛長勝(花押)	栗尾山満願寺	折紙
11	(年未詳)11月28日	安倍子長弘・細萱長知連署書状(原山馬草萬相違有間敷)	安源左長弘(花押) 細河内長知(花押)	栗尾山満願寺参	折紙
12	慶長13年9月26日	石川三長朱印状(牧草深之内山原畑所納二付)	三長(朱印)	栗尾山満願寺	折紙
13	寛永元年10月4日	戸田康長定書(本堂葺替命令)	康長(黒印)		縦紙
14	寛永8年10月12日	関七郎左衛門他連署書状(新発校地年貢につき)	関七郎左衛門(花押・黒印) 板橋兵左衛門(花押・黒印)		折紙
15	(年未詳)5月26日	堀田正信書状(堀田加賀守仕合につき使僧に対する礼状)	堀田上野介正信(花押)	満願寺御同宿中	折紙
16	(年未詳)閏8月3日	多賀八郎左衛門書状(堀田上野介仕合につきお悔みに対する礼状)	多賀八郎左衛門■(花押)	満願寺御同宿中	折紙

△読み下し△

敬い白す 勸進沙門

殊に貴賤道俗の哀憐を蒙り、信州栗尾山精舎を再興せしむるを請うの状

それおもんみれば彼寺は、極楽の東門、閻魔王宮の最前、往生淨土の直因、田村麻呂の創始なり。結界の地を下し、若干の精舎を建つ。本尊は涌出の千手観音。恭しくも彼の尊は利益衆尊を超え、娑婆施無畏の大士なり。されば濁世末代観音と名のるのその言憑みあり。何れの輩か帰敬せざらん、誰人か参詣せざらんや。まず御山の為体は、御堂の前に川あり、三途の河と号す。ここに橋あり。罪人極重によればこれを渡るを得ず。善人は早速これを渉る。罪人軽重頭正の橋なり。また左右に山あり。死出山と号す。これより六道相分かる。後に一百三十六地獄の有様丁寧なり。或いはまた当堂の長に毘羅樹あり。これ罪人來集のところなり。よつて一度参詣の族、罪障を消息す。仏果に至るは疑いなきものなり。然れば則ち時澆季に及び、正法廢るの砌、殊に濁乱の時節、寺内より火起り悉く伽藍を一時に焼失す。ここに初めて本願無上の大願を発し、十方旦那に勧め、一紙半銭の奉加を憑み、再興を励まし、寸鉄尺木の助力を乞いて造立を営む。されば千里の路は一步より勧め、万丈の堤は蟻穴より窺むと云々。合力の繙素、助成の尊卑、現世には七難を払い、他方当來九品の妙士を期すのみ。よつて勸進沙門敬い白す。

弘治貳年丙辰今月吉日

令和 年 月 日

安曇野市文化財保護審議会
会 長 石田 益雄 様

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也

諮 問 書

安曇野市指定文化財を指定する件について、文化財保護条例（平成 17 年 10 月 1 日
条例第 238 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

指定候補物件

番号	種別	名称	申請者	員数
162	有形文化財	満願寺の古文書	宗教法人満願寺 代表役員 丸山晃	16

議案第6号	教育部 学校教育課
令和2年1月29日提出	センター長 有賀 啓多

タイトル	令和2年度の給食費について
協議を要する事項の内容	令和2年度の給食費の金額を決める。
要旨	1月16日開催の給食センター運営委員会において、令和2年度の給食費が決まりましたので、学校給食費会計事務処理規程第4条第1項の規定に基づき、教育委員会で給食費の額を決定していただくものです。
説明	<p>1月16日開催の学校給食センター運営委員会において、令和2年度の給食費が次のように決まりました。</p> <p>小学校 一食 280円 中学校 一食 330円</p> <p>今回は、学校給食費会計事務処理規程第4条第1項の規定に基づき、教育委員会で令和2年度の給食費を決定していただくため、議案として提出いたしました。</p> <p>学校給食センターが購入する食材価格は、基本的には軽減税率のため、消費税が上がった影響をほとんど受けておりません。</p> <p>したがって、今年と同額で据え置きといたしました。</p> <p>この金額は、平成27年度から据え置かれています。</p> <p>学校給食費会計事務処理規程（抜粋） （給食費の決定及び徴収） <u>第4条 給食費の額は、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。</u></p>

給食費調査

単位円

項目 自治体名	給食費 上段中学・下段小学・	備考
安曇野市	330	
	280	
松本市	330	
	280	
塩尻市	350	
	300	
大町市	305 315	学校により違いあり 1食8円市より補助
	275	
長野市	338	全体平均 小学校は低学年と高学年
	275 296	
上田市	322	全体平均 小学校は低学年と高学年
	263 283	
千曲市	320	全体平均 小学校は低学年と高学年
	265 280	
駒ヶ根市	315	
	275	
中野市	309	小学校は低学年と高学年
	247 268	
長野県平均 (町村含)	小低学年 271 小中学年 275 小高学年 278 平均 274 中学 321	

※ 県下平均 (平成 30 年度学校給食実施状況調査より)

議案第7号	教育部 各課
令和2年1月29日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 後援1件 生涯学習課 共催1件、後援1件 文化課 後援1件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

学校教育課 共催・後援台帳(令和元年度1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30 29 28	H 30 29 28	所管課 意見
30	R2.1.6	学校教育	「小中学校の英語教育の変化について」の説明会	学校法人信学会ゼミナール穂高小学校 校長 西内 勇耶	学校法人信学会信学会信学会ゼミナール穂高小学校	後援	文部科学省が掲げた「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」をもとに、大きな英語教育の変化が差し迫っていることをお伝えし、小中学生に今後求められる英語力を確認して、地域への啓発とするため。	12月26日	令和2年2月22日(土)	-	-	-	-	信学会ゼミナール穂高小学校	学校法人として、安曇野市内の小生およびその保護者に対し、指導要領の改訂による小中学校での英語教育の変化について情報発信するため。(校舎としての集客活動の一環ではない)	文部科学省が策定した新指導要領の内容をもとに、小中学校での英語の具体的な変化およびその対応についてパワーポイントや資料にて伝える。	-	-	基準第3 案第2項 により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和元年度1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30.29.28	H30.29.30	所管課意見
94	R2.1.18	スポーツ推進担当	第14回長野米カップ長野県小学生バレーボール大会	一般財団法人長野県バレーボール協会、長野県小学生バレーボール連盟 総務委員 中村 浩人 競技委員 丸山 文生	一般財団法人長野県バレーボール協会、長野県小学生バレーボール連盟	後援	地域の児童の親睦とバレーボールによる体向上と体力養成を図る	1月8日	令和2年2月9日(日)	-	-	-	月 日	三郷文化公園体育館、三郷小学校体育館	教育的な環境のもとに、バレーボールを通じて、地域の児童の親睦を図る。バレーボールによって小学生の体位向上と体力養成につとめる。	競技方法:男女別トーナメント(一部リーグ戦)方式。全試合3セットマッチ・フリース・ジャンクション制。6人制競技規則により実施。 参加料:1チーム3,000円(平成29年度に本県バレーボール協会の定める6人制競技規則による)	-	-	基準第3条第2項により可
95	R2.1.15	社会教育担当	2年度安曇野市芸術フェスティバル	安曇野市芸術文化協議会 会長 降旗 幸子	安曇野市芸術文化協議会	共催	市芸術協の行事の企画に市教育委員会を共催主催者をお願いしたい	1月10日	令和2年9月27日(日)	-	-	-	月 日	豊科公民館	市内各地域芸術文化協会芸術部、一堂に集って交流を深め、安曇野市の地域文化の継承、世代間の交流、そして市民の皆様に芸術文化を楽しんでも頂くことが目的です。これを機会に毎年安曇野市教育委員会と共催にて交流芸術フェスティバルを開催できるようにしたい。	吟詠、剣舞、琴、日本舞踊、民謡、コーラス、着物、器楽演奏、笛、舞踊、篠笛、大正琴、手話ダンス、和太鼓などの発表	-	○	基準第3条第2項により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和元年度1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 28	H 29	H 30	所管課 意見
90	令和 2年 1月 14 日	文化	「第59回日本現代工芸美術展」第40回同時開催記念日本現代工芸美術展	現代工芸美術家協会 野長	木 下五郎 会長	(一社)現代工芸美術家協会、現代工芸美術家協会 野長	後援	展覧会を市内はもとより県内の方々に周知させるため。	1月10日	令和2年 7月11 日(土) ～7月26 日(日)				安曇野市豊科近代工芸美術館・豊科交流学習センター 夕一きぼう	工芸美術を通して人々と交流を深め、芸術文化振興に貢献することを目的とする。	令和2年4月、東京都美術館で開催される、全国公募展「第59回日本現代工芸美術展」巡回展基本作品展と出品した長野県会員作品を合わせて約90点を展示する。	-	-	-	基準 第3 条第 2項 により可

報告第1号	教育部
令和2年1月29日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和元年12月定例会における代表質問・一般質問等について
要旨	市議会12月定例会の代表質問・一般質問の概要等について報告するもの
1 会期等	令和元年11月26日(火)～12月20日(金)
2 代表質問	令和元年12月6日(金)
会派名・議員名	教育委員会関係の質問に対する答弁
政和会 (内川 集雄議員)	<p>○市長の施政方針(命・絆・たくましい安曇野の子ども)に関して「たくましい安曇野の子ども」に対する考え。(山保育、学有林)</p> <p>【市長】</p> <p>たくましい安曇野の子供の育成と学有林の活用についてであります。小学校で学有林を保有しているという学校はございませんが、各学校が地域の特性を生かしながら、天蚕を育てる活動や拾ヶ堰のごみを拾う活動など、安曇野市の自然を素材にした学習に取り組んでいるところでございます。また、小学校の中で5校が、緑の少年団に加入をして、緑を守り育てる活動を実施をしております。</p> <p>こういった、自然の中で安曇野のよさを実感できる、体験的な活動をさらにつくっていく必要があるというようには考えております。</p> <p>中学校では、5校が学有林を保有をしておりますが、毎年、学有林作業を実施している学校が1校ということで、隔年で作業を実施している学校が1校、残り3校は現在、活動を休止をしてお聞きをしております。大変残念に思っているところでございます。</p> <p>休止の主な理由は、お聞きをしますとマムシやハチなどが多いことや、子供たちがなたやのこぎりを使う機会が少なくなって、作業に危険が伴う事例等があるというようにお聞きをいたしております。</p> <p>しかし、各学校の先輩たちが大切に守り育ててきた学有林でありますので、今の子供たちが学有林にかかわることで、安曇野の自然や山、木を守り育てていく、農林業の理解につながっていくような活動が必要ではないかというようには考えております。</p> <p>学有林が、自然から学ぶ貴重な学びであることを考えますと、ここで何かの体験的な活動ができないか、また、学有林を活用していく工夫</p>

	<p>について、教育委員会には検討をしていただくように要請をしたいというように考えております。</p>
<p>自民安曇野 (小松 洋一郎議員)</p>	<p>○市長の施政方針等について 旧第 11 通学区の高校再編成について ・協議会設置について</p> <p>【市長】</p> <p>まず、高校再編についての課題でございますが、県教委が急ぐ理由については、私は具体的には承知をしておりますけれども、この実施方針、県が教育委員会が出している実施方針に基づいて、スケジュールありきで進めているところに急ぐ理由があるのではないかとこのように個人的には捉えております。</p> <p>長野県教育委員会は新たな高校のあり方について、2013年、平成25年から検討を開始をして、平成30年、2018年9月に「高校改革 夢に挑戦する学び 実践方針」を策定をいたしております。この実施方針では、県の高校の将来像を具体的に描いていくために、新たな学びの推進と再編整備計画のそれぞれについて方針が示されているところでございます。私自身もまだこれはしっかり実施方針、そしゃくをして読んでございませんが、部分的には読まさせていただいておりますが、この実施方針では長野県の高校の将来像、具体的に新たな学びの推進と再編整備計画、それぞれについて方針が示されているところでございます。</p> <p>教育の面におきましては、社会経済構造の大きな変化に伴って、高校教育に探究的学びを普及させていくことなどが挙げられておりました。また、高校再編という点では、少子化が進行していると、このことが大きな課題ではございますが、県立高校の再編整備計画を早急にこの少子化に対応するために策定をすることが必要となっていることなどが、主な背景ではないかというように理解はいたしております。</p> <p>県教委が今申し上げました県立高校の再編整備計画、これを令和3年、2021年3月までに策定をするといったスケジュールを示しております。策定に当たっては、旧通学区の首長、教育長、産業界の代表、PTA関係者などで構成をする高校の将来像を考える地域の協議会から意見、提言を求めることとされております。</p> <p>このような再編整備計画策定のスケジュールを重視をしているために、県教委では地域の協議会の設置を急いでいるのではないかとこのように捉えております。</p> <p>地域の協議会の設置に慎重な姿勢をとってきた理由でございますが、私は話し合いを拒んでいるわけではございません。話し合いの必</p>

要性は十分に認識をいたしております。高校の改革再編については、県立高校ということでございますので、市町村教委にはその権限はございません。あくまでも事業主体は県の高校教育課を中心にした県教委でございます。その権限、予算要求権を持つ県教委が市民の関心を高めていく必要があるのではないかと。

私はこの高校再編について、恐らく多くの県民の皆さん方の中には、そんなに重要な課題として捉えている皆さんは少数派ではないかというように考えております。松本で2回ほど市民説明会、県民説明会を開いたということはお聞きをいたしております。1会場で百数十人の皆さんがお集まりになったということですが、該当すると思われる学校のPTAであるとか、あるいは同窓会の皆さんだとか、一部の皆さんだということをお聞きをいたしております。

これは、県教委がやはり主体、主体性と責任を持って、もう少し幅広く県民の意見を聴いたらいかがなものですかということは申し上げてまいりました。この主体性と責任を持って取り組むということは、その論議を地域に委ねるといような方向には疑問を持っているところでございまして、長野県の市長会においても県教委が主体性を持って取り組むべき課題であって、市町村にこの課題を押しつけるべきではないということで、県教委に申し込んである経緯がございません。

地域の協議会から懇話会に方向転換したという理由でございしますが、私のところへ県教委がわざわざ来ていただきました。その中で、協議会というのは非常に責任が重いよと、県教委は具体的な高校の廃止について、意見、提案を協議会に求めています。協議会はそのような責任も権限も財政的な権限もございません。地域の協議会に具体的な高校の廃止であるとか、そういったものを求めるということ自体が、これは無理がある、地域協議会にそれだけの責任は、私はないというように捉えております。

この地域協議会の運営も市町村が担えと、むしろ広域連合が担えとというような話が当初ございました。広域連合は消防の問題であるとか、介護保険の問題であるとか、あるいは観光の問題等は取り上げておりますけれども、教育問題について、広域連合においては何ら権限がございません。そこが中心になれということは非常におかしなことじゃないかということをお申し上げてまいりました。普通高校重視でいいのか、職業高校は3割、普通高校が7割というようなことを県教委は言っておりますけれども、本当にこの地域の担う、そして地域の活性化を図る中で学力重視だけでいいのかどうかという疑問は、私は持っております。

したがって、今回懇話会ということにしたということは、そういった意見、あるいは市町村の皆さんの意見や市長会の意見が取り入れられてきて、ある程度は歩み寄ってきているのではないかなと、そんな捉え方をしているところでございます。

いずれにしても、協議会の運営については、各団体の代表ということでございますが、そういった代表の皆さんが協議会の中で団体の責任をもって議論ができるかということ、なかなか忙しい皆さんでございます。なかなかそういった議論が深まらないのではないかと。したがって、県教委がそれぞれの地域に自分から汗をかいて、足を冷やして、説明会を開いたらいかがですか、そういう中で話し合いを進めていきたいと思いますということで、懇話会の設置というようなことになりましたので、これを拒む理由はございません。

・ 県内 12 通学区における協議会の設置状況・活動状況について

【教育長】

お尋ねいただきました県内旧 12 の通学区における地域の協議会の設置状況と活動状況につきましては、新聞等で報道されている以上の内容は把握しておりません。御承知かと思えますけれども、報道によりますと地域の協議会につきましては、県下旧 12 の通学区のうち未設置は佐久地域の第 6 通学区、そして中信の旧第 11 通学区であると承知しております。ただし、佐久地域では、地域の協議会の設置の合意はされているものの、台風 19 号の影響もあり、会合はまだ開かれていないとお聞きしております。

・ 協議会と懇話会の違い及び構成メンバーの人選の考え方について

【教育長】

さきの 9 月県議会において旧第 11 通学区の協議会のあり方について、一般質問で問われた際に、県教育委員会の原山教育長が可能な限り他地区の地域の協議会と近い形で設置できるよう検討を行っているかと答弁しておられ、その延長線上に今回の懇話会があるものと思われる。

地域の協議会と懇話会の違いについては、これは県教育委員会が決定したことでございますので、十分承知をしてございません。

次に、懇話会の構成メンバーでございますが、県教育委員会の高校改革、夢に挑戦する学び、実施方針では、構成メンバーは市町村長、市町村教育長に加え、産業界から選出された者を必ず含むものとし、その他の構成員は地域の実情に応じて構成するとされております。

したがって、今回の懇話会もこの方針に基づき、県が人選を行

っているものと推測しております。

- ・旧第11通学区3市5村の教育長の意見交換では、どのような話し合いがされたのか

【教育長】

3市5村の教育長連絡会は、広域での共通課題、例えば、学校の校務支援システムの共同調達であるとか、給食会計の公会計化などについて、情報共有を図るため平成30年6月29日に第1回連絡会を立ち上げ、以降、不定期で開催することになったものでございます。高校再編についてのみ話し合うために設けたものではないという理解でございます。

最近の教育長連絡会では、これからの望ましい高校生の学びのあり方について、3市5村それぞれが考えをまとめておくことが必要であるとの確認がされております。

また、今回開催が予定されております懇話会の今後の運営につきましては、事務局を3市5村の教育委員会が県教育委員会と共同で担うことになっておりますので、そのための連携と調整のための打ち合わせは、今後必要になってくると考えております。

- ・高校の将来像と再編成の考え方について

【市長】

県は、基本構想で示した全県の基本理念、方針についてはおおむね県民の理解を得ることができたというように県教委は総括をしております。先ほど申し上げましたとおり、おおむね本当に県民の理解を得ているのかどうか、一部の関心のある皆さんだけで、全県的な論議の対象にはなり得ていないと、多くの皆さんがそんなに関心を持っていないんじゃないかという感触を私自身は持っております。

したがって、協議会、懇話会といった話し合いの場を持つことは必要ですが、より広く、多くの県民の皆さんの意見をもっと県教委としては足を冷やして、汗をかいて、みずから聞き取っていくべきではないかと。

そういう中で本当に理解と協力を得ているのか、行政の手段としてパブリックコメント、よく用いる手段がございまして、私どもの市でもやっております。これは開かれた県政、開かれた市政ということで、多くの市民や県民の皆さんの意見を聞くという場を設ける、このことが必要だと思いますが、パブコメに寄せられる意見というのものも、大方は特に関心のある皆さん、あるいは利害関係のある皆さんの意見が多いというように感じております。

したがって、社会経済の大きな変化の中で、高校での学びのあり方であるとか、見直すということは必要なことでありまして、議論をすべき課題だというように思いますが、協議会において、高校をどこどこを再編するとか、どこへ設置をしるというような責任は持てないということでございます。恐らく各団体から選出をされた委員の皆さんもそこまで責任を負うということを明言できる皆さんが、果たしてどのくらいいるか、いるとは思いますが、わかりません。

そんな中、学習内容ということも大変重要なことだというように捉えております。ただし、学力重視だけで本当にいいのかどうか。私は社会の変化に対応するために人間力であるとか、あるいは生きる力をどう高めていくかということが非常に必要ではないかというように感じております。少なくとも名指して言うことは失礼でございますが、多くの皆さんが大学を卒業されてきても、なかなか挨拶も具体的にしっかりできないというような皆さんもおいででございます。私は完璧な人間ではございませんし、多くの皆さん、欠点はありますけれども、人間としてのモラル、最低限の挨拶さえできないという皆さんもおいででございます。人間関係、コミュニケーション、話し合いもなかなか対話が進まないというようなこともございます。

これは情報化の時代であって、自分の必要な情報は求めるけれども、関係のない情報については余り関心を示さないという傾向が大きく影響しているのではないかな、このように推測をいたしております。このコミュニケーションのとり方とか、実生活を視野に入れながら、まずみずから学び、みずから考えて行動できる力を育む教育、高校でも積極的に取り入れていただきたいというふうに思っております。

私だけかもしれませんが、学校で学んだこともさることながら、忘れてしまいますけれども、みずから体験したこと、体で覚えたことというのは案外忘れずに心、体に染みついているというように感じております。どちらかといえば、今の教育、この偏差値重視の教育というように考えておりますし、また子供や保護者の皆さん方にとっても、このことは大切なことだと、塾通いをしるとか、あるいは地域の有名校に入試をさせようというような風潮はお互いに持っているのではないかな。感情的にも、期待的にもそういうものは高いと思います。したがって、一部地域の有名校といわれるところに募集定員オーバーで、いつも大勢の皆さんが受験をされるという現象が起きているのではないかなというように考えております。

確かに、これからは日本や世界をリードするような人材の育成、このことは必要でありますし、私も長野県教育、日本教育に負けないよ

うな安曇野教育を目指していただいて、それぞれの個性、能力を伸ばしていただく、そしてスタートからフィニッシュまで同じ手をつないでいくことも大切であるけれども、それぞれの個性、能力に応じて伸ばすべきところはしっかり伸ばしてほしいということはお願いをいたしております。このことは指導者によって大きく変わってくると、よき指導者を得ていかなければいけないということでありまして、あるいは、例えば長野県の中においても学力はそんなに全国的には高くない、あるいは体力的にもそんなに勝っていないということになれば、そういうところにやはり特化をした力を入れていくということも必要ではないかというように捉えております。

確かに、これからは日本や世界をリードするような人材の育成も必要だというように思いますが、例えば私どもの時代は柱時計、今はメガソーラーみたいな形で、電池の時代ではございませんで、太陽光で時計を動かすような時代になってまいりましたが、私は時計の文字盤で例えれば短針、長針、文字盤はよく表から見えます。ただ、私どもの時代、時計の裏に歯車がございました。この歯車が1枚狂えば、短針、長針も狂ってしまうということがありますので、やはり影にあっても地域を支える力、そして汗や油に汚れる、あるいは土のおいをお大切に、そんな人間の育成というものが、人間教育の中で必須ではないかなというように常々感じているところでございます。

安曇野市においても、専門校であります南安曇農業高校であるとか、穂高商業高校であるとか、あるいは普通高校である豊科、明科、4つの高校がございましてけれども、いずれの高校も市内に在住する生徒が多く通っている学校でございまして。市内4校は市内の中学生にとっても重要な進路選択先であるというように考えておりますし、地域の活性化を図るためにも地元から大きな期待が寄せられているものと考えております。

専門高校であります南安曇農業高校は、これは農業振興、人材育成を目的として平成27年9月に連携協定に関する協定書を安曇野市として締結をさせていただいております。また、穂高商業高校におきましても、商業高校の充実と商業の学びを通じた人材育成、若者の視点による地域の活性化の推進を目的としまして、昨年10月に包括的な連携に関する協定書を締結をさせていただいているところでございます。

そして、11月30日に開催をされました平和と人権のつどいにおきましては、南安曇農業高校からは運営ボランティアとして参加をいただいておりますし、また明科高校や豊科高校の美術部の皆さんからは人権平和をモチーフにした絵画や書道などを出品をしていただくなど、そ

れぞれが市の平和人権教育の推進にも御協力をいただいているところでもあります。また、平成29年になります、平和のつどいでは穂高商業高校の演劇部と琴部の皆さん方から戦争の苦しみ、悲しみを訴えるための被爆地広島を舞台とした立派な朗読劇を上演をさせていただいて、市民の皆さんに感動を与えたところでございます。

このように、市内4校と市が連携協力することによって、地域の活性化が図られるとともに、市内の中学校、小学校がそうした場面に触れることで、市内4校を目指すきっかけになることを期待をするものでございます。

なお、私としましては、現在の状況からすれば、市内の専門校の単独での存続とともに、2校の普通校の存続を願っているところでございますが、定員割れを起こしている高校がございまして。定員割れを起こすということは、ある面では魅力がないのではないかと、学校運営は校長先生の権限が非常に多い、強いということをお聞きをいたしておりますので、校長先生初め、そこに勤務をする教職員の皆さん方もやはり定員割れを起こさないような努力と魅力ある高校づくりに邁進をしていただきたいという思いはございます。

いずれにいたしましても、私どもとしては安曇野市内4校は存続をさせてほしいというのが願いでございます。いずれにいたしましても、正確な調査ということではないということでございますが、南安曇農業高校の卒業生、あるいは穂高商業高校の卒業生の皆さん方が、少なくとも40%前後の皆さんは地域で活躍をされているというようにお聞きをいたしております。普通高校の皆さん方、大学へ進学をされて都会に行ってしまうんですけれども、どのぐらいの皆さんがまた地元で活躍をいただいているのかというようなデータはちょっと手持ちにないということでございます。

それからもう一つは、私、このことは強く県教委にも申し上げてまいりましたけれども、10年後の高校再編のことも大切である、少子化対策も大切であるけれども、例えば職業高校の教育環境、教材がそろっているのかどうかということになれば、なかなかそんなに教材はそろっていないという実態もございまして。例えば、専門高校の設備や教材の更新、あるいは魅力ある教師の育成など、まず足元の課題をもう少し真剣に解決すべき、県教委としては予算獲得や現場の実情をしっかりと知った上で、対応してほしいなということでございます。

いずれにいたしましても、県が責任と主体性を持って取り組むべき課題でございますので、県民の意識をもっと高める上においても、きちんと意見聴取を行っていただく必要があるというように考えております。

<p>公明党 (藤原 陽子議員)</p>	<p>○市長の施政方針等について (子育て支援) 置き勉について 【教育長】 小学生が重いかばんを背負っている実態があるとの御指摘でございますが、市教育委員会では、ことし3月に児童生徒の携行品に係る配慮についての文部科学省通知の内容を再度学校に伝え、教職員への周知を図るとともに、特に小学校に入学する児童の持ち物への配慮を指示しております。</p> <p>このことに関して、本年4月に行った状況調査では、置いて帰ってよいもののリストを配付したり、学年便り等で宿題で使用する教材を明示したりすることにより、全ての小学校で家庭学習で使用する予定のない教材等については、児童の机の中などに置いて帰ることを認めております。</p> <p>なお、スポーツのやり過ぎ等による身体の発達への影響を考慮して、国から平成26年4月に学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、平成28年4月より全小・中学校で学校健診の中で、運動器健診を実施することになっております。この健診によって、脊柱側弯症や姿勢不良等の運動器疾患、障害を早期発見するように努めておりますので、重い教科書などを背負う身体の影響がもしあれば、把握できるものと思っております。</p> <p>今後は子供たちの体への過重な負担がかからないよう、帰りの会などの際に、下校時のランドセルの中身を確認するなど、さらに適切な指導がなされるよう指導してまいります。</p>
--------------------------	---

3 一般質問 令和元年12月9日(月)、10日(火)、11日(水) 3日間

議員名	教育委員会関係の質問に対する答弁
一志 信一郎議員	<p>○東京2020オリンピック聖火リレーについて この聖火リレーを迎えるにあたって、どのような政策を考えているか 【市長】 まず、オリンピックの聖火リレー、これはまたとない祭典を全市挙げて歓迎して、大勢の皆さんと感動を共有するとともに、市民の皆様方の心に残るイベントにしていきたいというように考えております。</p> <p>特に、未来を担う子供たちに手づくりの応援旗を作成していただくなど、多くの市民の皆さんの参加、そして、聖火リレーを盛り上げていきたいというように考えておまして、できる限り市民参加、市民の手づくりを主体的に考えていきたいなというように思っています。</p> <p>このために市では、11月1日に関係諸団体によります東京2020オリンピック聖火リレー安曇野市実行委員会を設立いたしました。実行委</p>

員会におきましては、聖火リレーの実施概要を関係団体の皆さん方に御説明を申し上げ、スタート・ゴール地点、また沿道などでの聖火ランナーの応援、支援に御協力をお願いしたところでございます。

聖火リレーを市民協働による演出で盛り上げて、安曇野を全国、世界にPRするよい機会であるというように考えております。また、市民が一体となって聖火ランナーを応援することで、ホスピタリティあふれるまち安曇野をPRし、国際交流の促進であるとか、スポーツ振興を図ってまいりたいというように考えております。

本市では、姉妹都市でありますオーストリア、クラムザッハとの長年にわたる交流から、オーストリアのホストタウンに登録をされているところでございまして、オリンピックに出場するオーストリアカヌーチームを応援して、また、聖火リレーを盛り上げることで、オリンピックに向けた機運をより一層高めていきたいというように考えております。

聖火ランナーを迎えるにあたって、基本的な考えは。(聖火ランナー並びに運営組織等についての連携と進捗状況について)

【教育長】

聖火ランナーを迎えるに当たっての基本的な考え方、それから、全市的な実行委員会を11月1日に立ち上げたことにつきましては、先ほど市長答弁にあったとおりでございます。

市役所内部におきまして、部長級職員による庁内推進本部、若手職員による作業部会を設置いたしまして検討を重ねてまいりました。

具体的には、8月下旬から庁内各部署からアイデアを募集するとともに、作業部会で計画案を練り、イベントを担当する業者とも打ち合わせを行ってまいりました。この素案を庁内推進本部でさらに検討した上で、第1回実行委員会において、企画案として説明をさせていただいたというところでございます。

なお、組織委員会より詳細ルートが正式発表される12月下旬頃から実質的に動き出すこととなりますので、それまでは既に明らかになっている4月3日、県内6区間目、平日の夕刻に安曇野市を走る聖火リレーを想定いたしまして、検討を進めているところでございます。

出発地点と終着地点での開催祭事等の行事について

【教育部長】

スタート・ゴール地点での演出につきましては、市実行委員会に企画案を提案させていただいております。今後、御意見をお聞きしながら、詳細内容について決定してまいりたいと考えております。

なお、本市では、聖火リレー当日、スタート時にミニセレブレーションを行いたいと組織委員会へ希望を出しております。ミニセレブレーションでは、聖火リレーの機運が高められるような企画を検討しておりますが、催しの時間は10分程度しかないと聞いておりますので、その前から市民の皆さんが参加できるような企画ができないか検討しております。

また、本市はオリンピックのホストタウンでありますので、オリンピックに出場するオーストリアカヌーチームの紹介や体験イベントを行いたいと考えております。

次に、ゴール地点でございますが、当日は6番目の聖火リレー通過となり、夕方薄暗くなると予想されております。したがって、聖火リレーを光で導くような演出が効果的ではないかと考え、現在検討しております。

市民の皆様方の参加について

【教育部長】

聖火リレーの詳細内容につきましては、組織委員会からコース等の発表後に、市広報紙、ホームページなどで周知をしていく予定でございます。

現在の段階で発信できる情報につきましては、小・中学校校長会、区長会、消防団長会などの会議に出席し概要を説明する中で、沿道の応援等について要請を行っております。実行委員会においては企画案を参考に、所属団体や関連団体で聖火リレーを盛り上げる企画がある場合、事務局に報告していただくように依頼をしております。

また、沿道では、応援旗等で聖火ランナーを応援したいと考えております。このため、応援旗、横断幕の作成を認定こども園、小・中学校に依頼しており、できる限り手づくりで行う予定であり、先行的に必要な予算を本定例会に計上させていただいております。応援旗、横断幕は、聖火リレー当日、沿道の応援に使用していただくとともに、オリンピックまで各園、学校、庁舎に掲示していただき、オリンピックやスポーツに対する機運の盛り上げにつなげたいと考えております。

なお、スタートやゴール地点、沿道での取り組みについては、時間や場所の問題、組織委員会の制限もありますので、十分調整をとりながら進めてまいります。

市民の皆様方の協力は

【教育部長】

	<p>市議会を含め、議員が御指摘の団体の皆様につきましては、実行委員会の所属団体となっただき説明をさせていただいております。</p> <p>今後、大変お世話になる方々ですので、担当がより一層の協力についてお願いに伺う予定となっております。また、聖火リレーの詳細ルートが発表された段階で、細かな点について、それぞれの団体の皆様と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、沿道での応援旗、横断幕につきましては、先ほど申し上げましたとおり、小・中学校、認定こども園等に作成を依頼する予定でございます。</p> <p>環境美化につきましては、沿道の皆様等の御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。プランターについては、4月3日とまだ寒い時期であるため、可能な範囲で検討してまいりたいと考えております。</p> <p>交通整理、駐車場等の準備と交通機関等の調整について 【教育部長】</p> <p>交通整理につきましてはルートが公表されていないため、現在は県実行委員会から詳細な警備体制は示されておりません。現段階では、組織委員会で提出している予定ルートをもとに、県、安曇野警察署、安曇野建設事務所と警備態勢などについて調整をとりながら進めております。</p> <p>駐車場でございますが、多くの方に沿道等で応援していただくためには駐車場の確保は重要と考えております。できる限りの駐車場の確保を考えておりますので、公共施設の駐車場はもとより、近隣の学校、企業にも協力をお願いしてまいりたいと考えております。</p>
竹内 秀太郎議員	<p>○市の少子化対策について伺う</p> <p>0歳から2歳までの子育て支援策、子育て相談ができる居場所づくり、スペースの設置について</p> <p>【教育部長】</p> <p>まず、児童館、放課後児童クラブの現状から御説明をさせていただきます。</p> <p>現在、放課後児童クラブは11クラブございます。内訳は、児童館で開設しているものが6クラブ、小学校内で開設しているものが5クラブとなっております。近年では、平成29年度に、穂高西小児童クラブの3、4年生を穂高西小学校の余裕教室に移転を、また、30年度には、豊科高家児童クラブを豊科南小学校内に移転し、名称も豊科南小児童クラブに変更しております。</p> <p>現在、放課後児童クラブは、定員がほぼいっぱい状況が続いてお</p>

	<p>りますが、6年生までの拡大や入所要件緩和の希望も多く、今後は穂高西小のように、児童館と小学校を併用した児童クラブの開設も視野に入れてまいりたいと考えております。</p> <p>このような状況の中、現在、児童クラブを開設している児童館においては、ゼロ歳から2歳児のスペースを時間帯で分けて共用しているところもございます。こうした児童館においては、当面の間、ゼロ歳から2歳児の専用スペースの設置は難しいと考えますが、小学校内での放課後児童クラブ開設については、児童の安全面からも有効であり、余裕教室の状況、また今後の児童数の推移とともに、小学校や指定管理者とも協議してまいりたいと考えております。</p>
井出 勝正議員	<p>○防災について</p> <p>災害時の文化財保護、重要文化財等の保護・消火体制 【教育部長】</p> <p>初めに、災害時における歴史的価値がある公文書、古文書の保管管理と救出等の対策についてお答えさせていただきます。</p> <p>本市では、保存期間が過ぎた公文書のうち歴史的価値がある公文書については、昨年10月に開館いたしました安曇野市文書館で一元管理をしております。文書館は、耐震・火災等の防火設備が整っており、重要文書の保管は温・湿度管理ができる倉庫で行っております。また重要な古文書類につきましては、できる限り文書館で保管し、活用できるように寄託等を所有者に働きかけ、収集に努めるとともに古文書類の所在情報も集約しております。</p> <p>古文書等の災害時の対応でございますが、もし水につかるなどの被災資料等が出た場合には、現在加盟をしている全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の調査研究委員会に指導を仰ぐ体制もございます。また、広域的には、平成29年11月に起こった千曲市松田館の火災時に、県内の文化財や博物館担当者が古文書などのレスキューを行った事例がございます。今回の台風及び今後の災害の対応につきましては、現在、県内の博物館、文化財等の関係者間で検討しております。</p> <p>続きまして、重要文化財の消火体制についてでございます。</p> <p>市内には曾根原家住宅、松尾寺本堂という2つの重要文化財の建造物があり、いずれの文化財も消防署とともに毎年、文化財防火デーにあわせ通報、消火等の訓練を実施しております。また、訓練は曾根原住宅では、所有者を中心に実施しておりますが、去年は隣組の皆さんにも参加をしていただきました。松尾寺では、住職のほか地元の檀家の皆さんにも参加していただいております。</p> <p>なお、いずれの文化財とも建物には自動火災報知器があり、曾根原家住宅では放水銃つきの消火栓が、また松尾寺本堂は、周囲3カ所に</p>

	<p>消火栓が設置されており法令に基づく専門業者による防火設備点検も実施をしております。</p>
<p>中村 今朝子議員</p>	<p>○子育て世代に寄り添う支援を 百日咳について 【教育部長】 小・中学校における百日咳の罹患状況等についてお答えさせていただきます。</p> <p>9月17日に市内小学校で1名の百日咳への感染が確認されました。その後10月7日までに4名の感染報告を受け、10月10日に松本保健所長、感染症の専門医、学校医、校長会、養護教諭、それぞれの代表らによる安曇野市百日咳対策会議を開催いたしました。会議では、予防策や流行した場合の学校、認定こども園の対応について協議を行い、それを受け、10月16日には市内全小・中学校の養護教諭を対象とした百日咳対応研修会を開催し、学校における予防と流行時の対応について共通理解を図るとともに、10月18日には、保護者宛ての感染防止通知を配付したところでございます。</p> <p>こうした対応を重ねた結果、感染が爆発的に広がる状況は見られず、12月6日現在までに罹患報告を受けた児童・生徒数は疑いも含めて34名という状況でございます。今はインフルエンザの流行も始まっておりますので、外出時のマスクの着用や帰宅時のうがい、手洗いなどの予防指導の徹底を今後も継続してまいります。</p> <p>児童虐待防止対策について 【教育部長】 福祉部長の答弁にございました本年2月の児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検において、2週間以上、小・中学校に登校しておらず、虐待が疑われた児童・生徒の数は41名でございました。対象児童の家庭を訪問して、本人や家族で面会し、虐待でないことを確認できたものが32件、面会の結果、虐待のおそれありとして他機関と情報共有したものが9件でございます。この9件については、いずれも学校、家庭児童相談室、スクールソーシャルワーカー等で情報共有し、支援内容を検討する支援会議を定期的で開催しております。</p> <p>4月当初には、虐待を受けた児童・生徒への相談呼びかける文部科学大臣メッセージを全児童・生徒へ配布し、学年の発達段階に応じた伝え方で子供たちに担任から話をさせていただいております。</p> <p>そうした取り組みもあり、養護教諭や担任教諭に児童・生徒が相談して、虐待の兆候を学校が把握し、家庭児童相談室、児童相談所、警察等と連携して対応するケースも出てきております。</p>

	<p>今後も教職員が児童・生徒の様子に注意を払うとともに、何でも相談できる開かれた関係が今まで以上に構築されるよう学校への指導を継続してまいります。</p>
<p>宮下 明博議員</p>	<p>○安曇野市のプールの将来</p> <p>小中学校のプールの利用率、夏休みのプール開放の状況は【教育部長】</p> <p>それでは、小・中学校のプールの状況についてお答えさせていただきます。</p> <p>小・中学校における年間の水泳の授業は、各校とも6月中旬のプール開きから7月末の夏休み直前まで、特別時間割を作成し、天候が悪い日を除き、各クラスが交代で毎日利用しております。水泳の授業時間でございますが、1クラス平均、小学校で12時限、中学校では10時限程度となっております。</p> <p>また、小学校は一昨年度まで全ての小学校で夏休みのプール開放を行っていましたが、昨年度の猛暑を受けてからの中止から、今年度はPTA、保護者からの要望で、10校中4校で中止をいたしました。</p> <p>プールの維持管理費について【教育部長】</p> <p>学校プールの維持管理費でございますが、明南小学校と明科中学校は隣接していることから、この2校で1つのプールを共同で利用しており、市内16カ所の学校プールの平成30年度のプール管理費の合計額は約777万円でございます。</p> <p>また、大規模改修の費用につきましては、改修箇所により事業費は大きく変動いたしますが、最近の工事实績から推察しますと、1つのプールにつき、大規模改修に伴う費用はおおむね3,000万円程度と捉えております。</p> <p>また、大規模改修の周期につきましては、プールにはプール槽、ろ過機、管理棟などの施設がございます。プール槽の構造や劣化状況等により改修の時期は異なっていることから、明確な周期を述べることは難しいところではございます。国が示すプールの耐用年数30年を踏まえますと、塗装改修を除けば、おおむね30年が大規模改修の一つの目安であると思われまます。ただし、学校プールは毎年プール授業開始前と開始後の年2回、プール点検を行っており、老朽化箇所等の修繕を随時実施をし、施設の長寿命化が図られていることから、近年の大規模改修は建築後32年から38年くらいとなっております。</p> <p>少子化が進む中、1校に1プールが将来的に持続可能なのか</p>

	<p>【教育長】</p> <p>小・中学校の水泳は、学習指導要領で各学年に応じた学習内容が定められております。水泳指導に当たる教職員は、安全管理に最新の注意を払いながら、楽しく効果的な学習になるよう指導方法の工夫などを行いながら日々努めております。</p> <p>宮下議員御指摘のとおり、プールの維持管理費には多額の費用が必要となり、活用時期が限られていることはありますが、経費の縮減に努め、カヌーの練習等の活用も図っているところでございます。</p> <p>しかし、何といたっても自校のプールは児童生徒が安心して喜んで水に親しみ、水中での多様な運動経験を積み、健康、安全について学ぶために、極めて大切な学校施設の一つであると捉えております。</p> <p>したがって、市教育委員会としましては、現状のまま維持していくことが必要であると考えております。</p> <p>将来、学校での授業にも使用できる1年中使えるプールを増設した大規模改修をするべきだと思うが</p> <p>【市長】</p> <p>学校プールの課題について、宮下議員の一部提案によると、あづみ野ランドのほうを強化をして、そこを使ったらどうだというような受けとめ方をさせていただいたんですけれども、授業の時間にそこまで生徒を運ぶというようなことについては、非常に問題があると思えますし、時間的にも、休みの日であるとか、あるいは授業のない日であるとかということは可能かもしれませんが、通常の授業の中では、あそこを学校のプールと同じように活用するという事は困難であるというように捉えております。</p> <p>6月議会の際にも答弁をさせていただいたところでございますけれども、このあづみ野ランドは議員御案内のとおり、ごみ処理施設、焼却施設をこの場所で稼働するという事で、どこも迷惑施設で受け手が無い。そんな時代に、地元の皆さんの条件として建てられている施設でございますので、その設置目的から、一概に費用対効果だけで論ずることができない面があるというように思っております。地元で廃棄物処理施設を受け入れていただいた経過というものも、大切にしていかなければならないというように私は考えております。</p>
林 孝彦議員	<p>○安曇野市文書館等での公文書管理と関連事業の充実について</p> <p>文書館等での公文書管理と関連事業の充実について、目標と取り組み</p> <p>【教育長】</p> <p>保存期間を経過した公文書につきましては、文書館条例施行規則第3条に規定された移管基準をもとに評価、選別し、文書館への移管を</p>

進めております。その結果、昨年10月1日の文書館開館時、歴史的公文書が5,583点、地域文書が1万3,791点でしたが、ことし10月1日現在では、歴史的公文書が1万2,091点、地域文書が2万4,045点となり、御利用していただける資料点数は、この1年間で約1.9倍とふえております。

これは、文書館関係職員及び協力者の地道な努力によるものと考えております。

今後も総務部や担当課と連携しながら公文書の移管作業を進めてまいりたいと考えております。また、同時に、貴重な地域文書の所有者に対して寄贈、寄託等の意思確認をし、地域文書の一層の充実も図っていく予定でございます。

そして、所蔵資料を活用した展示や講座、講演会、広報等の発行を通じて市民の皆様気軽に御利用、御活用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

先人たちの顕彰、自治体史編纂、博物館・図書館・公民館・学校施設との連携の促進について

【教育長】

市では、データベース、安曇野市ゆかりの先人たちをインターネットで公開するとともに、文化施設や学校、公民館等で各種講座や展覧会を開催し、安曇野の礎を築き、未来をリードした方々の顕彰を積極的に行っております。

また、文書館では、重要文書に関することだけでなく、人物顕彰や市史編纂を視野に入れた資料収集、資料整理を行ってきております。

本年度は、市内の小・中学校で保管していた学校日誌、学校教育計画、会議録などの学校資料も文書館への移管を進めてきたところですが、この取り組みは、10月開催の文書館運営審議会や、11月の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会安曇野大会において、全国的に見ても先進的な取り組みであるとの高い評価をいただきました。来年度は、市史編纂事業の実施に向けて、専門科や有識者と連携しながら、編纂計画の策定や、具体的な準備に入りたいと考えております。

また、平成28年度から実施しておりますコンパクト展示のメニューに、今年度文書館で開催いたしました企画展、松沢求策と国会開設運動や、改元に見る市民生活展も加え、図書館・公民館・学校へ出前展示するなど、連携の促進も図ってまいりたいと考えております。

井口喜源治の顕彰の促進について

【教育部長】

	<p>研成義塾の創設者であります井口喜源治先生は、安曇野や信州の教育文化に多大な影響を与え、多くの人材の輩出につながったところがございます。一般財団法人井口喜源治記念館では、井口先生の業績の紹介や顕彰に取り組んでこられ、市では毎年記念館運営に当たって運営補助金を交付しております。</p> <p>本年度の設立50周年に当たっては、記念事業を行うために、補助金を増額して交付いたしました。本年度の記念事業といたしまして、穂高交流学习センターみらいの交流ギャラリーにおいて、教育委員会と記念館が共同で井口先生の業績を顕彰する展示を行ったところがございます。講演会等の記念行事とあわせて有意義な取り組みができたと考えております。</p> <p>また、施設の活性化を目的に、ほかの美術館や博物館と連携事業実行委員会を組織しておりますが、井口喜源治記念館にも参画いただき、ギャラリートークリレーなどの事業で連携を図っております。</p> <p>また、毎年本市では、新たに教壇に立つ教師の初任者研修会を行っておりますが、来年度の研修では、安曇野教育の源流と、今日までつながる教育理念について学ぶ研修の機会として、井口喜源治記念館の見学を計画しております。</p>
<p>遠藤 武文議員</p>	<p>○本に手が届く優しい街に 視覚障害者サービスの利用状況について 【教育部長】 公共図書館では、安曇野市図書館視覚障害者サービス実施要綱に基づき、視覚に障害をお持ちの方へのサービスを行っております。</p> <p>現在、図書館に登録いただいている視覚障害者の方は20名で、うち利用のある方は13名となっております。利用者数の推移でございますが、中央図書館が開館いたしました平成21年度時点は2名の方に御利用いただいておりますが、25年度には6名、28年度には10名となり、徐々にではありますが御利用は増えております。</p> <p>郵送等に職員の宅配は含まれるのか 【教育部長】 視覚障害者の方へのサービスといたしましては、郵送での貸し出しサービスを行っております。</p> <p>こちらは、郵便局の第四種郵便物として点字郵便物、特定録音物等郵便物として無料で利用者へお送りしており、職員が直接利用者へ配達するサービスは行っておりません。</p> <p>また、利用者の代理人、ボランティアや家族の方が図書館へ直接来館され、貸し出すこともございます。図書館に直接来館できない方の場</p>

合は、貸し出しの依頼の多くは電話で受けておりますが、その際、希望のジャンルをお聞きしたり、お勧めの本を御紹介しながら、コミュニケーションをとりながら行っております。

読書バリアフリー法の基本計画が3月に出ることについて

【教育部長】

読書バリアフリー法は、ことし6月28日に公布、施行され、障害の有無にかかわらず、全ての国民が読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者に限らず発達障害者や肢体不自由など、さまざまな障害の種類や程度に応じた配慮がなされるよううたわれております。

国が定める基本計画で具体化されたものを勘案し、地方公共団体でも計画を定める努力目標とされており、現在、国では基本計画策定に向け協議が進められており、来年2月ごろに、パブリックコメントというスケジュールが示されております。

本市につきましては、市の基本計画策定をその内容を十分踏まえた上で、安曇野市図書館協議会などの御意見をお聞きしながら、計画策定の必要性も含めて検討させていただきたいと思っております。

このような段階でございますので、来年度予算において、国の基本計画策定を見越した事業や予算化は考えておりません。

視覚障害者等の読書環境の整備を進める施策を実施する責務が課されたことについて。点訳やDAISY編集の人材について。

【教育部長】

最初に、市立公共図書館での点訳及びDAISY録音図書の作成の状況について説明をさせていただきます。

点訳につきましては作成は行っておりません。市内の点訳ボランティア団体から点字図書の寄贈を受けるなどして、現在163点の所蔵がございますが、貸し出し要望は少なくなり、平成29年度から30年度の2年間は、相互貸借を含め利用がない状態でございます。

DAISY録音図書の制作につきましては、朗読協力者の有償ボランティアを毎年募り、市広報を中心に郷土資料などの音訳を行っております。現在15名の朗読協力者に御登録いただいております。月1回の定例の研修会と年1回外部講師による研修会を実施し、音訳、校正、編集ができるよう、人材育成に努めております。

今後の課題といたしましては、DAISY録音図書の作成が図書館の朗読協力者頼みという現状がございます。DAISY図書の裾野を広げるためにも、DAISY録音図書を作成できる個人、ボランティ

ア団体をふやす取り組みを考えてまいりたいと思います。

各館への障がい者の配置

【教育部長】

現在、図書館職員の中に、視覚に障害を持った職員はおりません。また、現在のところ配置の予定はございません。

ただし、障害のある方の当事者目線につきましては、今後、御利用いただいている障害者の方や関係団体へアンケートをお願いしたり御要望をお聞きする中で、障害のある方の御意見など、図書館運営に生かされる仕組みづくりを考えてまいりたいと思います。

点訳やDAISY編集の人材をどうするか

【教育部長】

広報誌の点訳については、先ほど申し上げましたとおり行ってはおりません。

朗読協力者の皆さんが作成した広報あづみのDAISY録音図書は作成に時間がかかるため、広報発行から約1週間から10日程度後に、利用希望者登録のある視覚障害者の方へ発送しております。

また、DAISY録音図書をベースに、秘書広報課では、市ホームページから広報朗読版を提供しており、誰でもパソコンから簡単にダウンロードして聞いていただくことができるようになっております。

高齢者や障がい者等への配慮について（宅配サービス等）

【教育部長】

障害をお持ちの方だけではなく、図書館へお越しいただくことが困難な方へのサービスとして、宅配や郵送サービスの提供ができないかとの御質問でございますが、まず入院中の方につきましては、団体貸し出しといたしまして、現在、豊科赤十字病院と県立こども病院への配本サービスを行っております。院内ボランティアの協力を得て、入院患者のもとへ貸し出しができるようになっております。それぞれの病院の窓口を通じてリクエストをお聞きし、御要望の本を御用意しております。

ただ、高齢者や障害者の方への個別の宅配、郵送のサービスは、現在のところ考えてはおりません。

移動図書館の活用

【教育部長】

移動図書館事業につきましては、以前は豊科地域や三郷地域におき

まして、図書を車に積み、各地区を回って貸し出しを行ってまいりましたが、平成20年度末に廃止といたしました。

理由といたしましては、利用が年々少なくなってきたこと、また、合併以降、新しい図書館の建設により、各地域1カ所の図書館が整備されたことや蔵書の充実が図られてきたことが挙げられます。

一方で、移動図書館に変わるサービスとして、議員言われました団体に向けた配本サービスを進めてまいりました。この配本サービスにより、現在、市内の公共施設や福祉施設、学校など45カ所に本を届けております。また、配本を希望する個人が10人以上集まり登録していただければ、代表者への一括配本を行っております。この場合、10人に満たない場合であっても、事情を考慮した対応もできますので、このサービスの普及を図ってまいりたいと考えております。

学校司書の配置状況。学校司書の教育指針への関わり

【教育長】

議員御指摘のとおり、小・中学校での読書の意義は極めて大きく、図書館の果たす役割も重要であると認識しています。市内の小学校では、各学級で週1時間の図書館の時間があり、図書袋を携えて図書館に向かう姿が日常的にあります。その図書館運営を担う市費による学校司書は、現在市内の全ての小中学校に1名ずつ計17名配置しております。

学校司書の業務は、図書館の蔵書管理に加え、新刊図書の案内や先生方による本の紹介など、子供たちが本と出会い、本を好きになるための取り組みを初め、調べ学習の支援、読み聞かせ、図書委員会への指導、さらに児童の個別相談等にもかかわっております。また、授業に使う参考図書の手配、必要に応じて、公立図書館等から図書の団体貸し出し手続などの支援も行っています。

これらの業務を遂行するために、研修に積極的に参加してスキルアップに努めております。このように、学校司書が担っている役割は、ますます重要になってきていると考えております。

子供たちがみずから求め、自分の生き方につなげていけるよう、引き続き図書の質、量の充実、図書室の環境整備に努めるとともに、司書教諭と連携して図書館教育の充実を図ることにより、体、頭、心の成長が促され、たくましい安曇野の子供につながるものと考えております。

○文化的差異を認める優しい街に

ムスリムから対応を求められたことはないか

	<p>【教育部長】</p> <p>現在まで、本市小・中学校にムスリムの児童生徒が在籍したことはございません。</p> <p>今後ハラールの対応を求められたとき、どんな対策があるか</p> <p>ムスリムの方は、宗教上、食べてよいものハラール、食べてはいけないものハラームがございます。そのことから、給食の提供に当たっては留意する必要がございます。</p> <p>近隣自治体に確認をしたところ、ムスリムの児童生徒の保護者へ、事前に使用材料のわかる献立表を確認していただき、食べられる給食だけ提供しているとのことでした。イスラム教徒の方に限らず、宗教上の理由等によりまして食事に制限がある場合は、保護者と相談する中で、献立表を事前に渡すなどの可能な対応はしてまいりたいと考えます。</p>
<p>臼井 泰彦議員</p>	<p>○学校給食センターについて</p> <p>学校給食に市内産小麦粉の使用を進められないか</p> <p>【教育部長】</p> <p>安曇野産小麦による給食パンの提供はできないかとの御質問でございます。</p> <p>安曇野産の小麦、ゆめきらりと言うそうでございますが、このゆめきらりは中力粉のため、これだけではパンの製造は難しいということを経営者からお聞きしてございます。</p> <p>なお、現在、本市へ学校給食のパンを納入している公益財団法人長野県学校給食会では、平成27年度から国産麦の配合割合を順次高め、本年11月から国産麦10%を増量し、国産麦90%、外国産麦10%に変更しております。この変更に伴いまして、安曇野産小麦ゆめきらりが初めて使用されることとなりました。内容を申し上げますと、JAあづみでは、ことし安曇野産小麦ゆめきらりを2,300トン出荷したそうでございます。そのうち1,006トンが給食パンの原料として使用されるとのことでございます。この量は、県学校給食会が請け負う学校給食用パンの原料の約13%に相当するとの報告を受けております。このように、市内の学校給食用パンをお願いしている学校給食会におきましても、地産地消の拡大に御配慮をいただいているところでございます。</p> <p>さらに「外国産小麦」の使用率を下げるという方向があるのか</p> <p>【教育部長】</p> <p>長野県学校給食会では、外国産小麦の使用割合は10%で、主にアメ</p>

リカ、カナダから輸入されているということを聞いております。先ほど臼井議員のほうから、国内産の小麦、県内産の小麦だけを使用しているという、そういうところもあるという御報告ございましたが、私が調べた限りですと、多くの学校給食会、各都道府県にございますが、そこではやはり外国産の小麦というものを使用しているということが確認できております。配合割合につきましては、臼井議員先ほど言われた、30年度の事業報告を幾つか見ましたが、大体県内産が35%、北海道産が45%、外国産が20%。ただ、本年11月から長野県の学校給食会が10%にしたということは、恐らく他都道府県の学校給食会もそのような方向にしてきたのではないかと考えております。

公共施設再配置計画の中の学校給食センターについて（市民説明会も含め慎重に進めるべき）

【教育部長】

現在少しお時間を頂戴いたしまして、次回説明会の準備をさせていただいております。改めて庁内でも検討を行うなど、準備が整い次第、市民説明会を開かせていただきたいと思いますと考えております。

○教職員の働き方改革について

教職員の働き方改革は、2018年度どのように改善されたか

【教育長】

安曇野市では、昨年6月、安曇野市立小中学校教職員の業務改善方針を定め、取り組みを進めてまいりました。その中で成果として見えてきているものについて、幾つか紹介させていただきます。

1、業務の削減、分業化、協業化については、本年度から部活動指導員制度を導入し、現在4校で部活動指導の一部を地域の方に担っていただいております。

2、安曇野市コミュニティ・スクール事業の活用により、朝の自主練習の見守りやクラブ活動、総合的な学習の時間の講師、校舎内外の環境整備など、昨年度は小学校で延べ1,066人、中学校で788人の方に学校に支援に入っていただきました。

3、業務の効率化、合理化については、中学校では、校務支援システムを活用して出席簿を作成し、そのデータが通知表や指導要録等にも反映できるようにしています。同じく、中学校に導入した電子黒板により、学習効果の向上に加え、教材準備の時間削減が図られているとの報告を受けております。

4、学校の業務改善への支援については、教育指導員等が学校の要請に応じて学校に出向き、教材づくりや専科教員のいない学校の教科

運営等の支援を行っています。

5、長期休業中の一定期間学校閉庁につきましては、昨年度4日間、本年度7日間を学校閉庁日として設け、市内全小中学校で一斉に実施をいたしました。

以上のような取り組みの結果、小中学校における教職員の時間外勤務時間は、4月、5月の平均時間を比較すると29年度よりも30年度が約1時間減少、令和元年度が約4時間減少となっております。休日勤務平均時間は、29年度から30年、令和元年度と、毎年約1時間ずつ減少しております。持ち帰り仕事の平均時間は、29年度から令和元年度まで約30分減少となっております。

こうした勤務時間縮減の背景には、各学校独自の取り組みもあります。例えば、職員会資料のペーパーレス化を9校が実施、日報の廃止を8校が実施、週1日の定時退勤日を10校が実施しております。

さらに、教職員の働き方改革につながるこのほかの取り組みとして、学級定員の引き下げ、教職員定数の改善につながる教育予算の大幅な引き上げについては、さまざまな機会を捉えて国や県に要望してまいりました。

なお、全国学力・学習状況調査、全国体力テストにつきましては、児童生徒の実態を把握し授業改善にも役立てるという目的に沿って活用が図られるよう、今後も指導してまいります。

1つ目、部活動の朝の見守り活動 去年は4校だったが今年度はどうなのか

2つ目、勤務時間を意識した働き方はどのように改善されたか（全教職員の勤務時間の適正把握）

3つ目、部活動で教職員が時間外で指導していることを正しく理解いただくことについて保護者に対して何をやったか

【教育長】

3点の追加質問をいただきました。

1点目の安曇野市コミュニティ・スクール事業による朝の自主練習等の見守りの状況の拡大はどうかということでございます。これにつきましては、中学校を中心に既に4校が実施しているわけですが、さらに地域に呼びかけをして拡大はしているんですけれども、まだ全校実施というまでには至っておりません。

2つ目の勤務時間の把握につきましては、現在全ての学校で職員の手入力によるものが中心だったわけですが、本年度に入りまして、一部の中学校で予算内で対応いたしまして、指紋認証による出勤の自動記録というようなものも導入しておる実態もでございます。市

としては、全小中学校一斉とはまだいきませんが、予算化を図り、自動記録の方向に踏み出したいと、こんなふうを考えているところでございます。

3つ目のPTAと保護者に対しての部活動指導の理解等についてでございますけれども、安曇野市PTA連合会との懇談会がことしも3学期に予定されているわけでございますけれども、その懇談項目にも、保護者に対して教職員の働き方改革の中身について懇談をすることが予定されております。部活動についてもそこに含まれるわけですが、現在、時間外に電話をしてくる方々に対して留守番電話を導入するという地域もふえてきているんですけれども、安曇野市においても時間外に連絡があった場合にどうするかというようなことについて、保護者の皆様方からも御意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、そういった機会も活用しながら、PTA、保護者の皆様方への説明を尽くしてまいりたいと思っております。

「1年単位の變形労働時間制」を導入する「公立学校教員給与特別措置法」改正についての考え

【教育長】

安曇野市教育委員会では、本年度も全ての小中学校を教育委員とともに、児童生徒が教師とともに学んでいる教室へ足を運び、その実態を見てまいりました。それとともに、各校の教職員の思いをともに聞き合う場も設定してまいりました。本年度は、教師としての私の働き方改革というテーマで話し合っていました。こうした教育現場での教職員が働き方を変えようとしている努力や変わったと実感できる成果、変わらなかったこと、変えてはいけないと思っていることなどの声や思いをしっかりと聞きをしてまいりました。

今回国が導入方針を示した時間単位の變形労働時間制につきましては、プラス面とマイナス面をしっかりと分析するとともに、先ほど申し上げましたように、教職員の考えも聞きながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

變形労働時間制を教職員に適用する余地は無いと考えるが

【教育長】

私自身、かつて国立大学法人信州大学附属学校園で勤務をしていた経験がございます、実際にそこでは變形労働時間制の運用が行われておりました。私は、管理職としてそれに携わってきたわけですが、市町村立の学校との違いはあるにせよ、この教職員の

	<p>働き方改革を考える上で参考にすべき点はあると考えております。</p> <p>しかしながら、この制度を導入すれば全てが解決するわけではありませんし、議員御指摘のように、さまざまなことを考慮しなければなりません。</p> <p>先ほども申しあげましたように、そういった多方面でのプラス面、マイナス面をしっかりと分析をして慎重に検討していきたいと、こんなふう考えているところでございます。</p> <p>「1年単位の変形労働時間制」を導入は、教職員の労働時間を増やすという認識はあるか</p> <p>【教育長】</p> <p>今御質問にありましたことも含めて、今後検討してまいりたいと思っているところでございます。</p> <p>時間外勤務の縮減と同時に、残業代をしっかりと支給するように給特法を改正すべきと考えるか</p> <p>【教育長】</p> <p>法律そのものを改めていくべきだというお話でございますけれども、一例を申し上げますと、例えば支援を要する子供についての個別の支援会議等を時間内に設定すればいいんですけども、保護者の皆様方に御出席いただくにはどうしても時間外の夜間に開かざるを得ないということで、そういったところは教職員も非常に苦労しながら、やむを得ず、そのところに設定しているという事実もございませう。なかなか単純な問題として解決はできないと思っております。</p> <p>そんなことで、今の御質問の内容もあわせて、これからの検討してまいりたいと思っております。</p>
<p>小林 純子議員</p>	<p>○公共施設に関する市民ニーズや使用料の見直しについて</p> <p>公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の現状と課題</p> <p>【市長】</p> <p>議員御指摘のとおり、この公共施設の利用料の設定でございますが、5町村の合併に当たって事務事業の調整を行った際の調整方法が現在も引き継がれ、ある意味では合併のときの話し合いがそのまま尊重されてきたというように考えております。合併当時は、住民負担に対する重要な方針として住民生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保、また、市民サービス及び住民福祉の向上に努めるという合併協議の合意事項を受けて、現行のサービス水準を低下させないことを原則に各種の調整が行われてきたものというように捉えております。</p> <p>そうしたことから、現在の使用料は、公の施設の利用に際して使用</p>

料を徴収できると規定をした地方自治法第225条に基づいて、合併協議等の検討経過を踏まえ、用途や性質等が類似する施設ごとに条例で定められているところがございますが、市の公共施設全体として統一した考え方での算定はなされておりません。したがって、減免等の考え方も、用途や性質等が類似する施設ごとに異なっているというのが現状であります。

しかし、公の施設を安全で使いやすい施設として維持するためには、受益者の負担、私は前々から申し上げてまいりましたけれども、やはり一定の受益者負担は求めさせていただかなければならないという思いでございますし、また、利用者と非利用者との公平性を考慮していかなければいけないというように思います。この公平性を考慮した上で算定根拠を示して、見直しを行うべき時期に来ているのではないかというような認識を持っているところでございます。

【教育部長】

市長、総務部長が答えましたとおり、公の施設の使用料でございますので、受益者負担の考え方が原則だと思います。ただ、またそこに出てくるのがスポーツ振興、公民館活動等の振興という部分が出てまいります。それにつきましては、市長、総務部長が答弁しましたとおり、統一的な根拠、積算根拠というものに基づいて算定ができれば、減免ができればいいのかなとは考えております。

使用料の減額や免除の基準の見直しについて

【教育部長】

それでは、最初に、公民館施設、体育施設、学校の体育施設を含みますが、その使用料と減免の経過、合併以後の経過についてまず御説明させていただきます。

合併時の使用料は、旧町村の料金体系を引き継ぐ形で設定されており、減免については、旧町村内規等であったものを新市として規則により、国及び地方公共団体、市内の社会教育団体等に統一をしたところでございます。

平成18年9月、使用料と減免の両方の見直しを行い、公民館施設の使用料については、部屋の面積に基づく設定とし、体育施設については、体育館、グラウンド等の規模による使用料の設定に改正をしたところでございます。

また、減免につきましては、対象団体の減免区分を細分化する、明確化することの中で区分ごとに減免率の設定をしたところでございます。

その後、減免については受益と負担の公平化を考慮し、公平性の度合いや負担能力等から真にはやむを得ないものに限定するという基本的な考えのもと、平成28年度に減免の区分、減免率の見直しを行っております。その中で減免基準の見直しは、激変緩和の措置として今後段階的に厳正化していくとしておりましたので、昨年10月に体育館施設の消費税引き上げに伴う使用料の改正とあわせ、スポーツ推進審議会に安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直しについて諮問をし、現在慎重に審議をいただいているところでございます。

次に、交流学习施設についてでございます。

合併前からありました、旧明科町のひまわり、これにつきましてはその使用料を引き継ぎ、その後、新しく設置されました交流学习センターにつきましては、近隣自治体の状況も考慮する中で使用料を設定してまいりました。

交流学习センターでは、施設利用に公益性のあるものは使用料減免対象としておりましたが、利用形態がその団体の利益にとどまる一般的な使用の場合には、減免の対象とはしておりません。

また、条例の異なる明科の交流学习施設ひまわりでは、教育委員会が認めた認定基準を満たした団体が生涯学習のために利用する場合には、減免対象としております。

今申し上げましたとおり、体育施設につきましては、現在スポーツ推進審議会の中で減免の見直しを行っているところでございます。

政策的な観点から減免を行うことについてはいかがか

【教育部長】

今御提案いただきましたが、基本的には今までの減免の仕方、利用団体という区分けをしてございます。もし、議員の今言われたようなことも検討できれば、検討したいと思います。また、審議会のほうへお諮りしてみたいと思います。

公共施設の利用状況から見えてくる市民ニーズということでは、市としてはどのように認識しているでしょうか

【教育部長】

大きく分けまして、体育施設、それと公民館等の施設と分かりますが、スポーツ施設につきましては、非常に稼働率が高いことは事実でございます。公民館施設のほうですね、当然重なる時期はあるんですけども、スポーツ施設に比べれば利用状況は若干低いというのは認識をしております。

目的外利用は50人程度の混声合唱団が体育施設を借りると使用料が通常の2倍になるが、通常の使用料で利用することはできないか
【教育部長】

50人以上で利用できる施設につきましては、公民館には5施設に12部屋ございます。このうち、グランドピアノがある部屋は4部屋ございます。体育施設につきましては、冷暖房が設備されているというところでいきますと、3施設で5部屋ございます。ただし、グランドピアノが設置されているのは、堀金体育館のサブアリーナだけでございます。あと、交流学習センターのホールにつきましては、それぞれの施設に4施設、4部屋ございます。

今、料金の話出ましたけれども、最初に申し上げました、体育施設はやはり稼働率が非常に高いということがございます。

交流学習センターにつきましては、6カ月前から予約の受け付け等できるようになっておりますが、こちらについては予約がとれないといった御意見はいただいております。

体育施設につきましては、今申し上げましたように非常に稼働率が高いという中では、そういう中でスポーツ以外での利用については料金を上げているということがございますので、御理解をいただければと思います。

また、交流学習センター、交流学習施設につきましては、公民館と設置目的が違うわけでございます。そういう中で減免等も若干はしておりますが、非常に減免も交流学習施設に関しては少ないというような状況でございますので、公民館並みの料金ということはちょっと難しいのかなと思います。

○環境保全型農業の推進とオーガニック給食の取り組みについて

オーガニック給食についてどのように考えているか

【教育長】

最近の健康志向もございまして、市内でもオーガニックを取り入れたレストランがふえるなど、オーガニックへの関心が高まっているように感じております。

そこで、オーガニックの考え方に基づいて栽培された無農薬、有機農産物を提供すると、そのことのよさは十分認識しておるところでございますけれども、安曇野市の全ての子供たちに提供することが可能かどうかということを考えてみますと、まずは、虫などの異物混入のリスクを取り除くために、より丁寧な洗浄を行う必要が生じてまいります。また、労力を費やしてつくられた有機農産物は、必然的に価格も高くなると推測されます。

一方、現在の安曇野市の学校給食は、給食の理念に基づいて安全・安心に最大限配慮していると考えておりますけれども、これについては常によりよいものを目指していくという考えでございます。

議員御提案の学校給食をオーガニック給食にするということにつきましては、現在の給食費の範囲で賄うことができるのか、また、必要な量を安定的に提供していただけるかどうかという現実的な問題もあり、困難ではないかと、そんなふうを考えているところでございます。

安曇野市の学校給食に有機無農薬米を導入できないか

【教育部長】

現在の市内全給食センターで使用しておりますお米は、100%安曇野産でございます。先ほど教育長がお答えしましたとおり、有機無農薬米を導入するとなると、安全性の確保、米の量的確保が必要となるばかりか、有機農法による労力の増加に伴う購入価格の補償等の課題が生じてまいります。現在、学校給食で使用しているお米は、地産地消の観点から100%安曇野産のお米でございますので、議員御提案の有機無農薬米の導入という考えは、現在のところございません。

まず取り組んでみるということが大事。それによって、このオーガニック給食のよさが家庭にも広がり、地域にも広がり、それが結果としての農業者を後押しするという形のその第一歩になると思うがいかがか

【教育部長】

先ほど申し上げましたとおり、安全性の確保でありますとか、そういう問題もございますので、導入する考えは現在のところございません。

4 福祉教育委員会 令和元年12月13日(金)

5 全員協議会 東京2020オリンピック聖火リレーについて 令和元年12月19日(木)

6 議案等の審査結果について(教育委員会関係)

(1) 以下の議案については原案どおり可決(12月20日)されました。

議案第59号 令和元年度安曇野市一般会計補正予算(第3号) (教育委員会所管事項)

報告第3号	教育部 各課
令和2年1月29日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 2件 生涯学習課 3件 文化課 6件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(令和元年度1月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 28	H 29	H 30	所管 課 見 意
91	R1.12.16	スポーツ推進担当	第30回中日旗争奪 養明科杯地区交流 流フットサル大会	安曇野市スポーツ少年団 明科支部	安曇野市スポーツ少年団 明科支部	後援	スポーツ振興に寄与するため。中信地域サッカーチームの交流と技術向上のため。	12月16日	令和2年3月1日(日)	○	過去承認	○	12月17日	明科体育館・明科中学校体育館・明南小学校体育館	フットサルの普及、中信地区選手との交流、冬季における体向上などを目的にトーナメント方式で勝敗を争う。	競技方法:10分ハーフのランニングタイム。トーナメント方式で行い、決しない場合はPK戦を行う。 スポーツ少年団加盟及び最野原サッカー協会登録で中信地区所在のチーム。予定参加人数400人 参加料:1チーム5,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
92	R1.12.17	スポーツ推進担当	第26回ジュニア 安曇野卓球選手権大会(中学生)	安曇野卓球連盟	安曇野卓球連盟	後援	中信地区の生徒と卓球を通じて、情報交換によりスポーツ振興を活性化の向上に貢献できることから、教育委員会の後援を必要とする。	12月17日	令和2年1月19日(日)	○	過去承認	○	12月20日	穂高総合体育館	卓球競技を通じ、各地域との交流、融和をはかり、且つ卓球の普及拡大、卓球技術の向上を目的とする。	競技種目:中学校1学年男子の部・女子の部、中学校全学年(1~3年)男子の部・女子の部 競技方法:トーナメント方式 参加料:1人600円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
93	R1.12.23	スポーツ推進担当	第32回堀金綱引 選手権大会	堀金スポーツコミュニティー	堀金スポーツコミュニティー	後援	地域住民の健康増進、親睦及びスポーツ振興に資する事業であるので、広くPRするため。	12月25日	令和2年1月26日(日)	○	過去承認	○	12月25日	堀金総合体育館メインアリーナ	冬期の運動不足解消と共に、競技を通じて地域住民相互と各スポーツ団体の融和と交流を図る。	競技種目:綱引き、ロープハ ランスクイズし、3方引き綱引き 競技方法:種目別リーグ戦 方式 参加料:無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和元年度1月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管 課 意見
83	令和元年12月18日	文化	ベートーヴェン交響曲全曲演奏会 第2回	松本モーツァルト・オーケストラ実行委員会	実行委員長 古幡 開太郎	松本モーツァルト・オーケストラ実行委員会	後援	広く周知し、松本市だけでなく、周辺地域の多くの人に楽しんでほしい。	12月12日	令和2年5月5日(火・祝)	○	過去承認		12月20日	松本市音楽文化ホール(メインホール)	交響曲を演奏することでメンバーの演奏能力の向上を図ると共に、住民に楽しんでいただく。	2019年5月よりベートーヴェン全交響曲を演奏する予定で年2~3回、演奏会を開催する。今回は交響曲第7番。短調 作品6他を演奏する。入場料:2,000円、参加料:10,000円	○	-	-	基準 第4 条第 2号 により可
85	令和元年12月20日	文化	あづみのアカターズアカデミア語リ部の令和2年語リ部の会養成講座発表会	あづみのアカターズアカデミア	川崎 義祐	あづみのアカターズアカデミア(AAA)	後援	養成講座の一年間の学習成果を多くの市民の方に見ていただき、あづみのアカターズアカデミアへの理解を深めてほしいため。	12月19日	令和2年2月16日(日)	○	過去承認		12月24日	安曇野市明科子どもと大人の交流学習施設「ひまわり」	語り部の会養成講座塾生の一年間の学習成果の発表会を開催。また、この発表会を通して、多くの方々にあづみのアカターズアカデミア語り部の会養成講座を知っていただき興味を持ってもらう。	「雪が降る 物語の雪が降る あびののうえに」というテーマで小笠原牡丹等の演劇を発表する。入場料:無料	○	○	○	基準 第4 条第 2号 により可
86	令和元年12月26日	文化	まつもと子どもたちの映画祭11	一般社団法人 松本映画祭プロジェクト	徳 河西 浩	一般社団法人 松本映画祭プロジェクト	後援	多くの安曇野市の子どもたちにも参加を希望し、市内公共施設での告知ポスター・チラシ設置を希望。	12月25日	令和2年3月7日(土)	○	過去承認		1月6日	まつもと市民芸術館 主ホール	普段映画館で上映されない世界中の良質な作品を選び集め、スクリーンで「映画を観る」体験を通じ、子ども健全な情緒の育成を願う。様々な演出でトキドキ・ワクワクする、ファミリーで楽しめる映画祭を開催する。	年輪別にA(幼児~)B(小学生~)と2つのプログラムを組み、両プログラム全部で10作品の世界各国の名作や新作を集めて映画を上映すると共に大道芸など子どもたちが参加できる楽しいパフォーミングも演出に盛り込み、春休みに家族そろってお楽しみいただけます。ワンダーランドを目指します。入場料:大人指定席S(1,200円)A(1,000円)、子どもS(600円)A(500円)予定。	○	○	○	取扱 基準 第4 条第 2号 により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和元年度1月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30	H29	H28	所管 理 意 見
87	令和元 年12月 27日	文化	第3回ムジカベ ベ0才からの音 楽会	ムジカベベ0 才からの音 楽会松本	六郷 栄 夏	ムジカベ ベ0才か らの音楽 会松本	後援	より多くの 方々に広く認 知して頂きた い為	12月27日	令和2年 2月1日 (土)	○	過去 承認	1月6日	まつもと市 民芸術館 オーブンス スタジオ	日頃コンサートを聴きに行く ことが難しい未就学児親子 に生の音楽に触れる機会を 提供します。	親しみのあるポピュラーなク ラシック曲、童話や手遊び 歌、テレビの子供番組の歌 などを、うた、チェロ、ピアノ で演奏します。参加費:700 円	○	-	-	取扱 基準 第4 条第 2号 によ り可
88	令和 2年1月6 日	文化	第23回あしたは 真打ちまつぶん 新人寄席	(一財)長野 県文化振興 事業団キッ セイ文化ホ ール(長野 県松本文化 会館)	金 館長 井 貞徳	(一財)長 野県文化 振興事業 団キッセ イ文化ホ ール(長野 県松本文化 会館)	後援	広く一般に周 知し、より有 効な広報活動 を行いたい ため。	1月6日	令和2年 9月26日 (土)	○	過去 承認	1月7日	キッセイ文 化ホール (長野県松 本文化会 館)国際会 議室	落語協会・落語芸術協会に 所属する二つ目唄家による 落語会を低価格で開催す る。若手落語家の育成を図 るとともに、落語の裾野を 広げることを目指す。	古今亭始、柳家寿伴による 落語会を開催する。入場料 は一般:1,000円、学生・シ ニア(60歳以上):500円	○	○	○	取扱 基準 第4 条第 2号 によ り可
89	令和 2年1月8 日	文化	教育講演会& ワークショップ 「7か国語で話を う」	(一財)言語 交流研究所 ヒップポ リアークラ ブ	代表理事 鈴木堅史	(一財)言 語交流研 究所ヒッ ポリアー ムクラブ	後援	安曇野市民に 周知し、安曇 野市内で多 言語活動を定 期的に紹介す るため。	1月7日	令和2年 11月11日 (火) ②2月24日 (月祝) ③3月8日 (日)	○	過去 承認	1月10日	①③安曇野 市三郷公民 館②安曇野 市豊科交流 学習セン ターきぼう	多言語環境でこそ育まれる 「どの国の人、どんな世代 の人に対しても同じ目線で 接することのできるスタン スの大切さ」については理解を 深めてもらいたい「生きる力を育 む」創造性を育てる」ことを 親子で体験してもらい、相互 のコミュニケーションを深め る機会とする。	ヒップポリアークラブでは、 人間にとっても「ことばとは何 か」という問いを発しながら、 大人も子どもも一緒に「こと ばを育てあえる環境」づくり をしてきました。このワーク ショップを通じて赤やんか らシニアの方まで実際に多 言語活動を体験していただ き、ことばの習得のプロセス と多言語だからこそ育つ可 能性を感じていただきたい。 入場料:無料	○	○	○	基準 第4 条第 2号 によ り可

報告第4号

令和元年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中学生海外ホームステイ 交流派遣事業	○第5回レッスン 1月26日（日）	○ レッスン開催 ※開催予定 第6回 2月8日（土）
就学事務	令和2年度入学予定者の保護者へ「入学通知書」発送 発送数 小学校 764名 中学校 825名	・異動者は随時対応
就学援助事務	就学援助費新入学学用品費（事前支給分）受付 期間 1/14（火）～2/14（金）	・所得等による審査後、 3月下旬の支給を予定。 ・後期分の支給 3月上旬を予定
通学路合同点検	通学路安全プログラムに基づき、区等から改善要望のあ った箇所のうち、通学路に係る地点の点検。 市内5地域25カ所について点検を実施。	・第2回通学路交通安全部会 2月中の開催を予定

令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会		2月20日（木） 第2回人権教育推進委員会小委員会 2月26日（水） 第2回人権教育推進委員及び指導員合同会議
企業人権教育推進協議会		2月13日（木） 監査・理事会

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
公民館長会	1月14日（火）第10回公民館長会 ・第14回市公民館大会について ・公民館活動功労者表彰について ・地区公民館報表彰要綱の一部改正について 他	2月10日（月）第11回公民館長会
公民館担当者会議	1月27日（月）第9回公民館担当者会議 ・公民館の管理・運営について ・生涯学習情報～Link～について 他	2月 第10回公民館担当者会議
公民館報	1月8日（水）館報第52号発行	2月6日（木）校正会議 ・館報第53号の内容及び校正について 他 2月17日（月）企画会議 ・館報第54号の内容及び校正について 他
市総合芸術展		2月10日（月）第4回実行委員会 3月11日（水）～19日（木） 市総合芸術展開催

作成者：社会教育担当 2020/01/19

令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	12月～1月 入所審査	1月下旬～2月上旬 入所決定通知の送付

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	1月17日（金）第2回建設検討会	～3月 建設検討会の開催

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	活性化補助金実績報告受付	2月19日（水）子ども会育成会だより26号発行
成人式	1月12日（日）成人式 参加者797人（男414人 女383人） 出席率72.3%	
青少年センター	1月8日（水）センターだより第16号の発行	2月14日（金）第4回運営委員会
親子体験ラボ		2月22日（土）「手打ちラーメンに挑戦だよ！」 明科公民館
黒沢洞合自然公園	1月～3月 旧三郷村土地開発公社が先行取得した公園用地の内、現に駐車場及び公園用地として使用している3,507㎡を買い戻し	

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
放課後子ども教室	10小学校で実施中 穂高南小は1月22日（水）開始	2月 学校連絡会

令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
地区公民館活動補助金に関する説明会	1月9日(木) 地区公民館長、主事対象に説明	
地区公民館対抗球技大会	1月29日(水) 組み合わせ抽選・審判講習会	第2回審判講習会 2月3日(月) 球技大会 2月9日(日) ◇ワンバウンドふらば〜るバレーボール 会場 豊科北中学校体育館 豊科勤労者総合スポーツ施設体育館
豊科公民館大ホール無料お試し体験	1月20日(月) 受付開始	2月26日(水)から3月3日(火)

令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
聖火リレー実施運営事業	<p>1月14日（火） 第9回若手作業部会 ・光の演出を検討</p> <p>1月15日（水） 第4回庁内推進本部 ・実行委員会協議事項の確認等</p> <p>1月17日（金） 第2回実行委員会 ・走行ルート公表、沿道応援体制、企画の進捗状況</p> <p>1月29日（水） 聖火リレー実施市町村担当者会議 諏訪湖スタジアム会議室 ・4月3日に実施する市村の担当者実務会議</p> <p>○応援手旗・横断幕キット配布 1月6日（月） 認定こども保育園、小・中学校 1月14日（火） 本庁舎1階東・西側ロビーに作成ブース設置</p> <p>○広報あづみの聖火リレー連載 1月から3月まで</p> <p>○聖火リレー・ホストタウン事業を紹介したチラシの配布及び公共施設への設置 ・小・中学校、校長会、園長会、成人式、企業各地域支所・体育施設</p>	<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣区の会議へ概要説明 ・聖火リレー概要説明及び沿道応援依頼 ・学生ボランティアの決定 ・市内小・中学校へバスの配車計画 ・駐車場・シャトルバス運行の案内（広報・チラシ） ・ウェルカムプログラム（豊科高校吹奏楽部の演奏と豊科北小学校生徒によるあづみの健康体操）の出演概要の決定
スポーツ推進審議会	1月23日（木）に第5回スポーツ推進審議会の予定であったが諸般の事情により延期	

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等		<p>2月13日（木） スポーツ指導者講習会 「ほめる子育ての落とし穴」 講師：信州大学教育学部心理支援教育コース准教授 茅野理恵さん</p>
市民スポーツ祭		<p>2月上旬 市民スポーツ祭実行委員会</p>

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高プール運営	<p>12月26日（木） 政策会議（水に親しむ施設の改修について）</p>	引き続き関係3課にて協議をし、事業を進めていく

令和元年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
東京藝大交流事業	東京藝大音楽学部器楽科による吹奏楽部・リーダーズバンド への楽器演奏指導 2月8日(土)堀金中学校(堀金中・明科中吹奏楽部) 2月9日(日)豊科北中学校(リーダーズバンド)	

美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和元年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポート の発行(全児童・生徒へ配布) 12月利用者数:32人(累計 358人)	
ミュージアム活性化事業実行委員会	第5回専門部会 1月21日(火) 第6回専門部会 2月下旬 第3回実行委員会 3月6日(金)	
学校ミュージアム	12月18日(水)明科中学校 206人 12月19日(木)明南小学校 会場 明科体育館 219人 「アートな彩カード」の配布 学校ミュージアム来場児童に配布。事業後の美術館等への 来館を呼び掛ける。12月利用者数 1人	
出前展覧会	1月22日(水)~2月5日(水) 会場:安曇野赤十字病院	
ミュージアムサポーター意見交換会	1月22日(水) 会場:豊科近代美術館	
学芸員研修会	2月27日(木) 講師:木曾毅氏(うらわ美術館) 会場:碌山美術館 対象:市内美術館等職員	

文化団体補助事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
第16回あづみの公園早春賦音楽祭	第2回事務局会議 1月23日(木) 第1回実行委員会 1月24日(金)	

高橋節郎記念美術館管理運営事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考

ロビーエアコン修繕工事	1月5日(日)～2月20日(木) 工事期間中、休館	
-------------	------------------------------	--

文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
美術資料等選定委員会	2月4日(火) (非公開) 資料の寄贈・寄託・所管換え・購入について	
博物館協議会	3月13日(金) 令和2年度事業について	

交流学習センター等事業費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
ゆりのき展示ギャラリー展示	「この土地の記憶ー「みらい」の地下に眠る遺跡ー」展 1月7日(火)～1月31日(金) 会場 ゆりのき	
0歳からのミニコンサート	1月15日(水) 出演者 丸山千史(声楽) 会場 明科公民館 3月4日(水) 出演者 関根康行(グラスハープ) 会場 きぼう	
ホリデーコンサート	新進音楽家公開オーディション選出者によるコンサート 12月21日(土) 入場料 500円 会場 みらい 出演者 二木玲央菜(フルート)、竹内真悠(声楽)、田口由梨(ユーフォニアム)、佐々木美津子(ピアノ)、竹内一恵(打楽器)、曾根原真理(ピアノ) 来場者数 198人	
熊井啓監督映画上映会・熊井明子講演会	2月1日(土) 講師 熊井明子(故熊井啓夫人) 会場 きぼう	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
講座等	こたつ講座 第3回「熊井啓と陸軍松本飛行場」 期日:1月11日(土) 第4回「河野齡蔵と植物学の系譜」 期日:1月18日(土) 第5回「室町時代 諏訪信仰を広めたのは誰だ?」 期日:1月25日(土)	こたつ講座 第6回「復興する満願寺と安曇郡の領主たち」 期日:2月1日(土) 第7回「安曇野パイロク物語～長谷川清登と飯沼正明～」 期日:2月8日(土)

	昔のくらし体験講座 穂高南小学校 期日:1月17日(金) 三郷小学校 期日:1月21日(火) 明北小学校 期日:1月23日(木) 穂高西小学校 期日:1月24日(金) 明北小学校 期日:1月29日(水)	昔のくらし体験講座 豊科東小学校 期日:2月3日(月) 明南小学校 期日:2月6日(木) 豊科北小学校 期日:2月7日(金) 堀金小学校 期日:2月14日(金) 穂高北小学校 期日:2月20日(木)
--	--	---

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
穂高郷土資料館	冬季休館	
穂高鐘の鳴る丘集 会所	会期:12月28日(土)~2月29日(土)	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
企画展示等	「瀧澤伸介絵画展」 会期:1月21日(火)~2月16日(日) 場所:貞享義民記念館	「天上のあなたへ」創作 和紙画作品展 会期:2月18日(火)~3 月8日(日)- 場所:貞享義民記念館
職員派遣その他		安曇野案内人倶楽部研 修会への職員派遣 期日:2月18日(火) 会場:貞享義民記念館

文書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
講座等	第6回文書館企画「バックヤードツアー」 会期:1月26日(日) 場所:文書館	
重要文書等収集・整理	公開資料点数 37,655点(12月末現在) (12月新規点数/公文書975点、地域資料641点)	
白井吉見文学館管 理運営事業	12月入館者数:62人(一般観覧/13人、友の会等/49人)	

職員派遣その他	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会への職員派遣 期日:2月7日(金) 会場:秋田県東京事務所	
---------	--	--

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』の発行	今年度は明科地区の文化財等を調査・執筆し冊子を刊行。	来年度は穂高地区を予定。

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財 補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係等への補助事業の事務(事業報告及び支払い等事務) ・外部の文化財団で令和2年度に募集する補助事業申請へ向けた協力(主に無形民俗文化財保存団体の備品整備等)	対象となる事業スケジュールと今後の事務処理における留意事項の確認
「安曇平のお船祭り」調査	・安曇平のお船祭り調査 報告書作成 報告書印刷製本業務	令和2年3月 報告書刊行
「民家調査」	H24 から実施している民家調査の総括(信州大学工学部と連携 報告書作成)	令和2年3月 報告書刊行
文化財の保全管理 等に関する事務手 続きと協議等	・有形文化財「建造物」への防災設備整備について協議 自火報設備及び消火器の設置。自火報設置については 工事箇所等、現地協議を行う。(光伍社ほか)	新年度予算に計上(文化財 保全事業 補助事業と して)
文化財防火デーの 実施 【通報訓練、避難誘 導、消火訓練ほか】	・1月17日(金)午後2時～ 市指定有形文化財 小田多井 八幡宮本殿 参加者:松本広域消防署 宮司、氏子総代、文化財保護係 ・1月23日(木)午前10時～正午 国重文 松尾寺本堂 / 国重文 曾根原家住宅 参加者:松本広域消防署、松尾寺住職及び檀家、曾根原家 所有者等関係者	文化財防火デー以降も、 文化財所有者、松本広域消 防署と防災設備の設置を すすめる、必要に応じ防災訓 練を実施する。
市所有地にある史跡 周辺整備	・1月末～2月 枯損木・支障木の伐採作業 「安楽寺六地藏の松」(堀金烏川岩原) 「A6号墳 犬養塚」(穂高有明宮城)	
県立歴史館開館25周 年特別展企画「土偶 展」への参加	・1月18日(土)午前10時～午後3時 県立歴史館開館25周年特別展企画「土偶展」にあわせ「長野 県内出土の土偶をめぐって」事例報告を行う。	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
埋蔵文化財包蔵地内等での開発に対しての工事立会	・一般開発・公共事業に伴う工事立会	随時対応
文化財保護法第93・94条関係の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和元年度以降の公共事業/一般開発事業に伴う埋蔵文化財の保護について	・主に令和元年以降に計画されている公共事業及び一般開発事業について保護協議を行う。	
宮脇遺跡 試掘調査	1月後半予定 一般開発に伴い、埋蔵文化財への影響の有無を調査する。	調査結果を踏まえ協議を実施
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『三枚橋遺跡 発掘調査報告書』 刊行へ向けての作業 図面整理、原稿執筆他 ・『平成30年度 安曇野市埋蔵文化財調査報告書』刊行へ向けての作業 図面整理、原稿執筆他	令和2年3月刊行
明科遺跡群 明科廃寺 遺物整理作業	昨年実施された明科廃寺第5次発掘調査に伴い出土した古代瓦等の整理作業	

図書館係

図書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館 第3回図書館講座	「花のキャンドル作り」 期日：1月25日(土) 場所：「みらい」	
中央図書館 おいしい安曇野塾	「信州大学りんご部隊と安曇野」 期日：2月1日(土) 場所：「みらい」 講師：信州大学「りんご部隊」の方々 中村 隆宣さん(三郷りんご農家)	